

# 社会福祉法人改革について

平成28年11月

# 1. 社会福祉法人改革の経緯

# 社会福祉法人制度とは？

## 社会福祉法人の行う事業

社会福祉事業が主たる目的 他に、公益事業、収益事業を実施できる

### 社会福祉事業

一  
種

- ・特別養護老人ホーム
- ・児童養護施設
- ・障害者支援施設
- ・救護施設 等

二  
種

- ・保育所
- ・訪問介護
- ・デイサービス
- ・ショートステイ 等

### 公益事業

- ・子育て支援事業
- ・入浴、排せつ、食事等の支援事業
- ・介護予防事業、有料老人ホーム、老人保健施設の経営
- ・人材育成事業
- ・行政や事業者等の連絡調整事業

### 収益事業

- ・貸ビル、駐車場、公共的な施設内の売店の経営

## 非営利法人

①法人財産に持分なし ②剰余金の配当なし ③残余財産の分配なし

### 社会福祉法人の 特徴

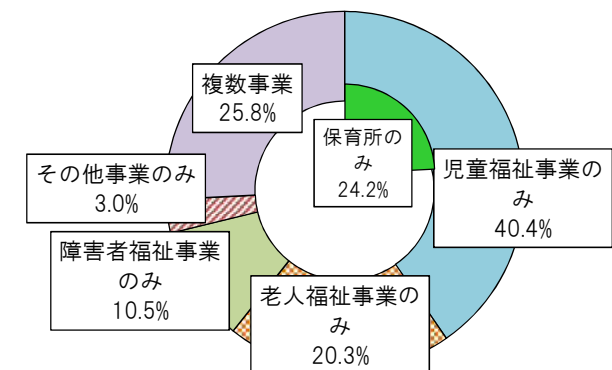
- 社会福祉事業を実施するために供された財産は、法人の所有となり、出資者の持分はない。
- 収益は、社会福祉事業又は公益事業のみに充当し、利益（剰余金）の配当はない。
- 残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者（最終的には国庫）に帰属。
- 所轄庁による措置命令、業務停止命令、役員解職勧告、解散命令に服する。

### <社会福祉法人数の推移>

(各年度末現在 単位:法人)

	平成 2年度	平成 12年度	平成 25年度	平成25年度の 対平成2年度増減	
				増減数	増減率(%)
総数	13,356	17,002	19,636(注)	6,280	47
社会福祉協議会	3,074	3,403	1,901	△1,173	△38
共同募金会	47	47	47	0	0
社会福祉事業団	105	152	129	24	23
施設経営法人	10,071	13,303	17,199	7,128	71
その他	59	97	360	301	510

### <社会福祉事業の事業区別法人数>



出典:「社会福祉行政業務報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部) ※厚生労働大臣及び地方厚生局長所管分は除く。

(注) 厚生労働大臣(42法人)及び地方厚生局所管(389法人)分の431法人を含めると20,067法人

※厚生労働省福祉基盤課調べ(有効回答:15,017法人/H26.4.1)

# 社会福祉法人を取り巻く状況変化

	制度の変化	社会の変化
1950年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>○戦後の窮状での救貧・保護事業</li> <li>○貧困者を対象とし、行政による措置という性格(応能負担、原則無料)</li> <li>○施設処遇中心</li> <li>○福祉サービス提供主体は、行政・社会福祉法人が中心</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○少子・高齢社会の本格化</li> <li>○高齢・単身世帯の増加</li> </ul>
1990年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政による措置から利用者の契約による福祉サービス利用へ(福祉サービスの一般化(定率負担、食費・居住費の自己負担)、利用者本位・自己決定・選択)</li> <li>○地域で普通の暮らし(施設と在宅との機能連携、地域密着、小規模・多機能、自立支援、社会参加、集団処遇から個々人へのサービスへ)</li> <li>○新しいサービスの進展(認知症ケア、就労移行支援、居住系サービス、個室・ユニットケア等)</li> <li>○福祉サービス提供主体として、株式会社、NPO等の多様な主体の参入</li> <li>○市町村中心(市町村への一元化、基盤の計画的整備)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○疾病構造の変化(医療技術の進歩)</li> <li>○ノーマライゼーション概念の浸透</li> </ul>
2000年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>○低成長時代</li> <li>○非正規労働者の増加等雇用形態の変化</li> <li>○団塊の世代の高齢化</li> <li>○地域社会・家族・企業の相互扶助機能の低下による新たな生活課題、生活困窮問題の発生</li> </ul>	

## 1950年代

- ・ゴールドプラン策定(平成元年(1989年))

## 1990年代

- ・福祉八法改正(平成2年(1990年))
- ・介護保険法成立(平成9年(1997年))

## 2000年代

- ・社会福祉基礎構造改革(平成12年(2000年))
- ・障害者自立支援法成立(平成17年(2005年))
- ・生活保護法改正法、生活困窮者自立支援法成立(平成25(2013年))

# 社会福祉法人制度を巡る状況

平成25年6月 8月	<ul style="list-style-type: none"><li>■「規制改革実施計画」閣議決定<ul style="list-style-type: none"><li>・ 全社会福祉法人の平成25年度以降の財務諸表の公表、保育所の第三者評価受審率目標の策定 等</li></ul></li><li>■「社会保障制度改革国民会議報告書」公表<ul style="list-style-type: none"><li>・ 非課税扱いにふさわしい地域貢献 等</li></ul></li></ul>
平成26年6月    7月 12月	<ul style="list-style-type: none"><li>■経済財政運営と改革の基本方針2014<ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成27年度介護報酬改定等における社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化等</li></ul></li><li>■「規制改革実施計画」閣議決定 「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットイング確立」<ul style="list-style-type: none"><li>・ 社会福祉法人の財務諸表等の開示義務付け、社会福祉法人の内部留保の位置付けの明確化・福祉サービスへの再投資・社会貢献での活用、社会福祉法人の経営管理体制の強化、所轄庁による指導・監督の強化、社会福祉法人に対する社会貢献活動の義務化 等</li></ul></li><li>■「政府税制調査会」とりまとめ 「公益法人課税等の見直し」<ul style="list-style-type: none"><li>・ 収益事業の範疇であっても、特定の事業者が行う場合に非課税とされている事業で、民間と競合しているもの（例えば社会福祉法人が実施する介護事業）は、その取扱いについて見直しが必要 等</li></ul></li><li>■「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告書<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域における公益的な活動の推進、法人組織の体制強化、法人運営の透明性の確保 等</li></ul></li><li>■平成27年度税制改正大綱<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公益法人等については、非収益事業について民間競合が生じていないか、収益事業への課税について軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、その課税のあり方について引き続き検討を行う。</li></ul></li></ul>
平成27年1月  2月  12月	<ul style="list-style-type: none"><li>■「社会福祉法人改革に関する提言」(自由民主党 社会福祉法人改革プロジェクトチーム)<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人運営におけるガバナンスの強化、法人運営における透明性の確保、内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下、地域における公益的な活動、適切かつ効果的な行政の関与、職員処遇の改善 等</li></ul></li><li>■「社会保障審議会福祉部会」報告書<ul style="list-style-type: none"><li>・ 経営組織の在り方の見直し、運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理、地域における公益的な取組の責務、内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下、行政の役割と関与の在り方、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し 等</li></ul></li><li>■平成28年度税制改正大綱<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公益法人等課税については、非収益事業について民間競合が生じているのではないかと指摘がある一方で、<u>関連制度の見直しの動きも見られており、実効的な対応となるかどうか、動向をよく注視する。</u>あわせて、収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、課税のあり方について引き続き検討を行う。</li></ul></li></ul>



○我が国の社会福祉の黎明期、民間社会事業は、篤志家等による慈善事業として始まった。戦後、社会福祉事業が公的責任により実施されることになると、民間の社会福祉事業の自主性の尊重と経営基盤の安定等の要請から、社会福祉法人は旧民法第34条の公益法人の特別法人として昭和26年に制度化された。社会福祉法人は、旧社会福祉事業法に基づく規制や監督を受けつつ、主として国からの措置事業を担う公共的な性格を有する法人として機能してきた。以来長きにわたり、社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、我が国の社会福祉を支えてきた。我が国の戦後社会福祉の発展は、社会福祉法人の歩みそのものといえる。

○その後、人口構造の高齢化、家族や地域社会の変容に伴い、多様化する福祉ニーズへの対応が重要な政策課題となった。委託先の拡大も図られ、供給主体の多元化が図られた。平成12年の介護保険法の施行、同年の社会福祉事業法の改正による社会福祉法の成立により、サービスの利用の仕組みを措置から契約に転換するとともに、株式会社やNPOなど多様な供給主体を参入させることにより、利用者の選択の幅を広げるとともに、事業者の効率的な運営を促し、サービスの質の向上と量の拡大を図る政策がとられた(社会福祉基礎構造改革)。

○こうした中で、社会福祉法人の位置付けは大きく変化した。社会福祉法第24条は、経営の原則として、「社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない」と規定している。同条は、社会福祉法人の本旨として、経営基盤の強化やサービスの質の向上、事業経営の透明性の確保を通じて、社会福祉事業の中心的な担い手であるとともに、地域における多様な福祉ニーズにきめ細かく対応し、既存の制度では対応できない人々を支援していくことを位置付けているものである。

○社会福祉法人の今日的な意義は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献していくことにある。こうした役割を果たしていくため、社会福祉法人は、これまで以上に公益性の高い事業運営が求められているのであり、法人の在り方そのものを見直す必要がある。

○一方、平成18年には、公益法人制度改革が行われ、旧民法第34条に基づく公益法人を、準則主義により設立される一般社団・財団法人と公益性の認定を受ける公益社団・財団法人に区分し、後者について法人の目的・事業内容・組織・財務・財産等に関する公益認定を課することにより公益性の高い法人類型として位置付けている。この改革においては、現代の日本社会が公益法人に求める公益性が具体的な姿として示されており、こうした公益性は、公益法人の一類型である社会福祉法人に対しても当然要請されるものである。

○昨今、一部の社会福祉法人による不適正な運営が指摘され、社会福祉法人全体の信頼を失墜させる事態に至っている。社会福祉法人が今後とも福祉サービスの中心的な担い手としてあり続けるためには、その公益性・非営利性を徹底する観点から制度の在り方を見直し、国民に対する説明責任を果たすことが求められる。

## 2. 社会福祉法等改正について



# 社会福祉法人制度の改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

## 1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議  
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

## 2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

## 3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化  
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

## 4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金の福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

## 5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

# 1. 経営組織のガバナンスの強化について

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

## <現行>

## <見直し後>

理事  
理事長  
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。  
(注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員  
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。  
(審議事項)
  - ・定款の変更
  - ・理事・監事の選任 等

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。  
※小規模法人について評議員定数の経過措置  
(決議事項)
  - ・定款の変更
  - ・理事・監事・会計監査人の選任、解任
  - ・理事・監事の報酬の決定 等

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

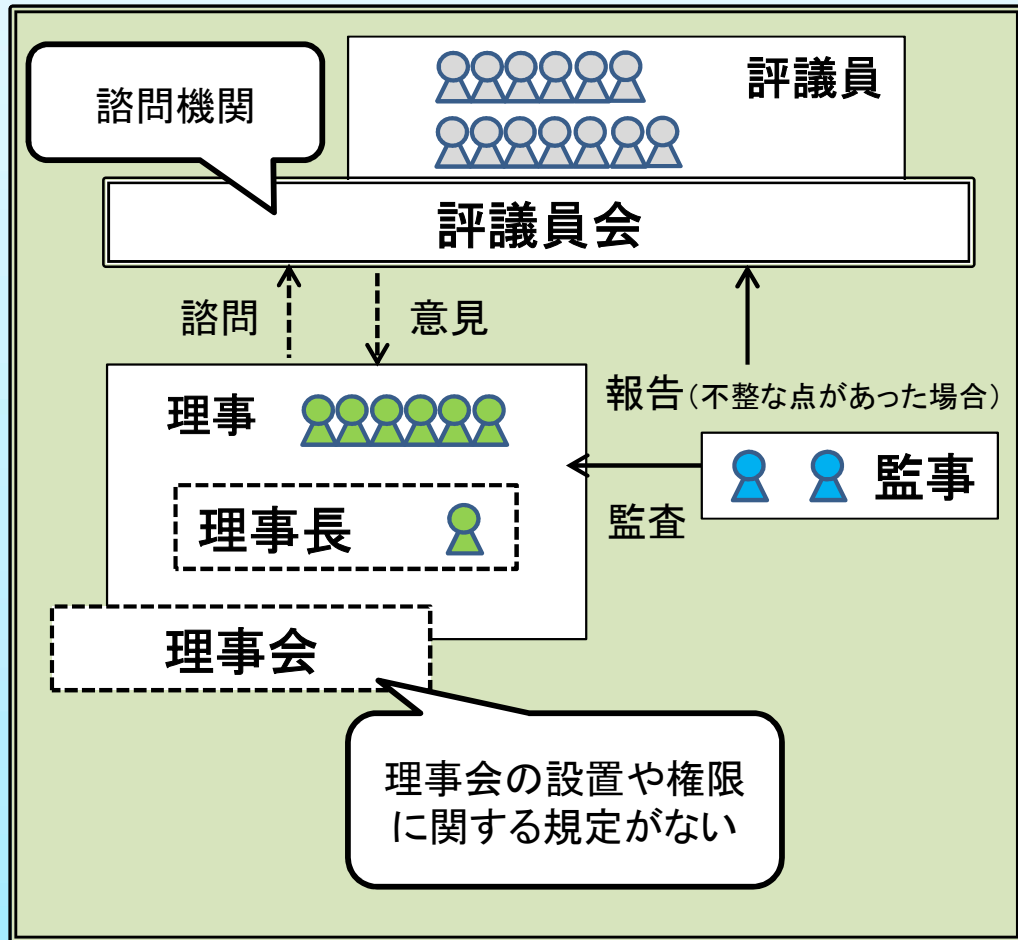
会計  
監査人

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

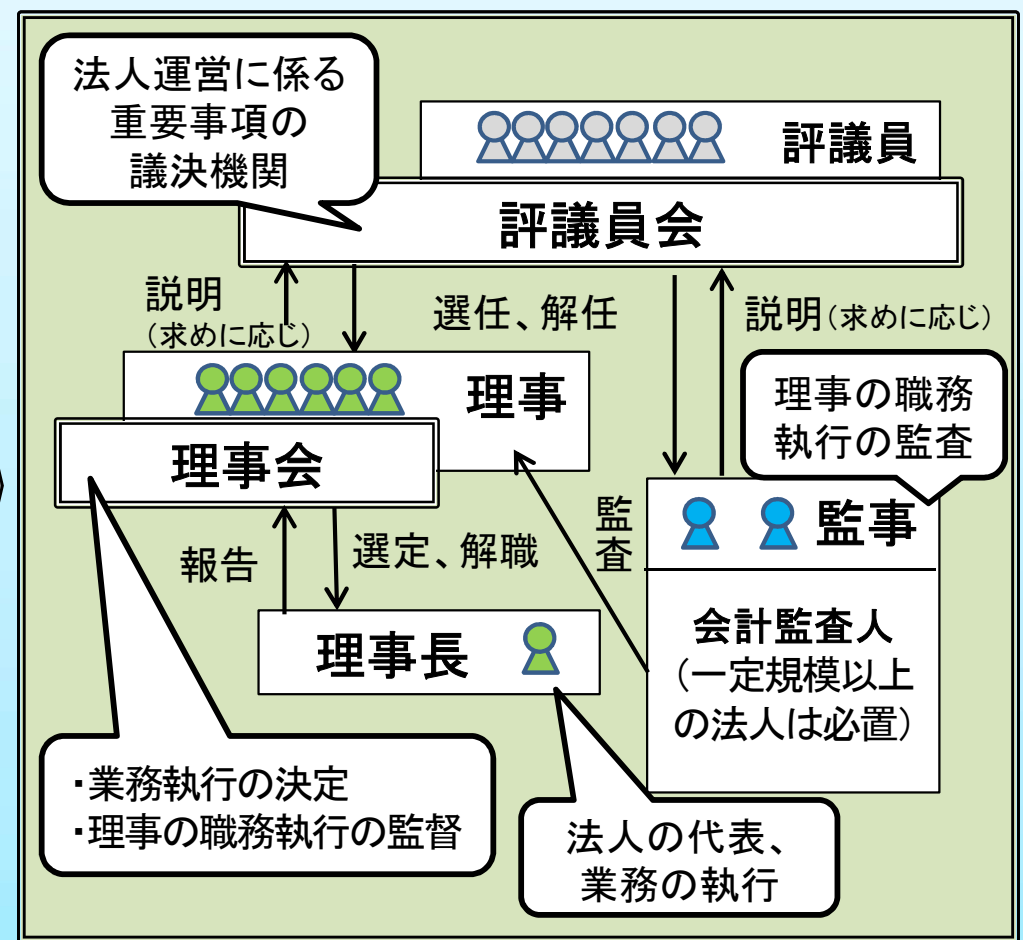
- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

# 社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化について

現行



改正後



# 評議員会・理事会について

	理事会（必置）	評議員会（必置）
位置付け	<p>業務執行の決定機関</p> <p>○以下の職務を行う。（法第45条の13第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉法人の業務執行の決定</li> <li>・ 理事の職務の執行の監督</li> <li>・ 理事長の選定及び解職</li> </ul>	<p>運営に係る重要事項の議決機関</p> <p>○社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。（法第45条の8第2項）</p>
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職</li> <li>・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定</li> <li>・ 重要な財産の処分及び譲受け</li> <li>・ 多額の借財</li> <li>・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任</li> <li>・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止</li> <li>・ コンプライアンス（法令遵守等）の体制の整備 ※一定規模以上の法人のみ</li> <li>・ 計算書類及び事業報告等の承認</li> <li>・ その他の重要な業務執行の決定 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事・監事・会計監査人の選任及び解任</li> <li>・ 理事等の責任の免除（一部・全部）</li> <li>・ 理事・監事の報酬等の決議</li> <li>・ 役員報酬等基準の承認</li> <li>・ 計算書類の承認</li> <li>・ 定款の変更</li> <li>・ 解散の決議</li> <li>・ 合併の承認</li> <li>・ 社会福祉充実計画の承認</li> </ul>

<参考>理事・理事長・業務執行理事の職務等について（法第45条の16及び第45条の17）

○理事：法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行う。

○理事長：社会福祉法人の業務を執行し、職務の執行状況を理事会に報告する。

社会福祉法人の一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

○業務執行理事：社会福祉法人の業務を執行し、職務の執行状況を理事会に報告する。



## 2. 運営の透明性の確保について

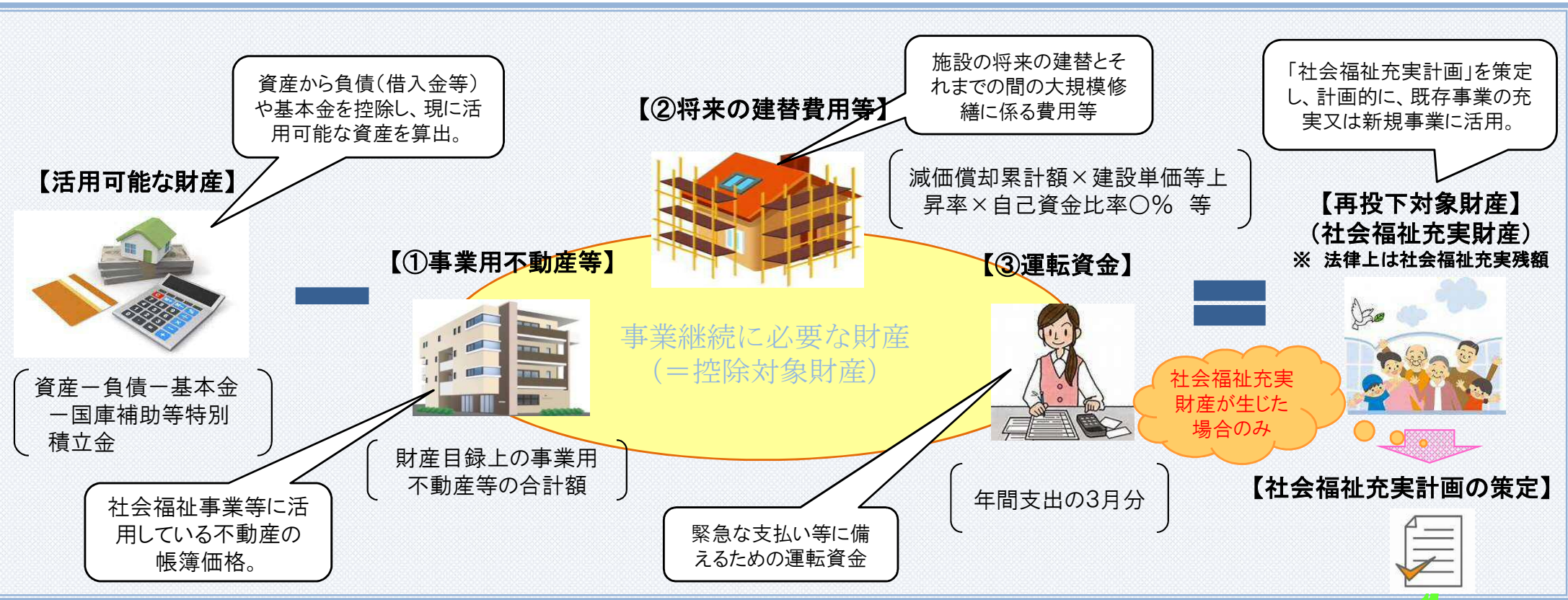
- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
  - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
  - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
  - ・ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	改正前		改正後		公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	公表
事業報告書	○	—	○	—	○	—	—
財産目録	○	—	○	—	○	—	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金 収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—	○	—	—
現況報告書(役員名簿、補助金、社 会貢献活動に係る支出額、役員の 親族等との取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○	○	—	○
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)	○	—	○
定款	—	—	○	○	○	—	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	○	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—	—

(※)現況報告書に記載

### 3. 財務規律の強化（いわゆる「内部留保の明確化」）について

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産（社会福祉充実財産）を明確化する。
- 社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。



(社会福祉充実財産の用途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資)

第1順位：社会福祉事業

第2順位：地域公益事業

第3順位：公益事業



## 4. 「地域における公益的な取組」について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)  
第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。

【社会福祉法人】



地域における公益的な取組

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

(在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど)



(留意点)  
社会福祉と関連のない事業は該当しない

② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など)



(留意点)  
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

③ 無料又は低額な料金を提供されること

(留意点)  
法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの

- 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実



# 「地域における公益的な取組」の考え方について

## 【「地域における公益的な取組」について(平成28年6月1日社援基発0601 第1号)】(抜粋)

- 次の事例は、「地域における公益的な取組」の該当性について、法人等が判断する場合の参考として考え方を示すものであり、個々の取組については法人が地域の福祉ニーズを踏まえつつ、法律の趣旨に則して判断。
- なお、①「地域における公益的な取組」は以下の例に限定されるものではないこと、②「地域における公益的な取組」に該当しない場合であっても、法人が行うことができる公益事業に該当する場合があります。留意。

### ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

- 地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動は該当し得るが、当該法人の施設・事業の入所者・利用者と住民との交流活動は、法人事業の一環として行われるものであり「地域における公益的な取組」には該当しない。
- 環境美化活動や防犯活動は、法人が自主的に取り組むことが出来るものであるが、地域社会の構成員として行う活動であり、「地域における公益的な取組」には該当しない。

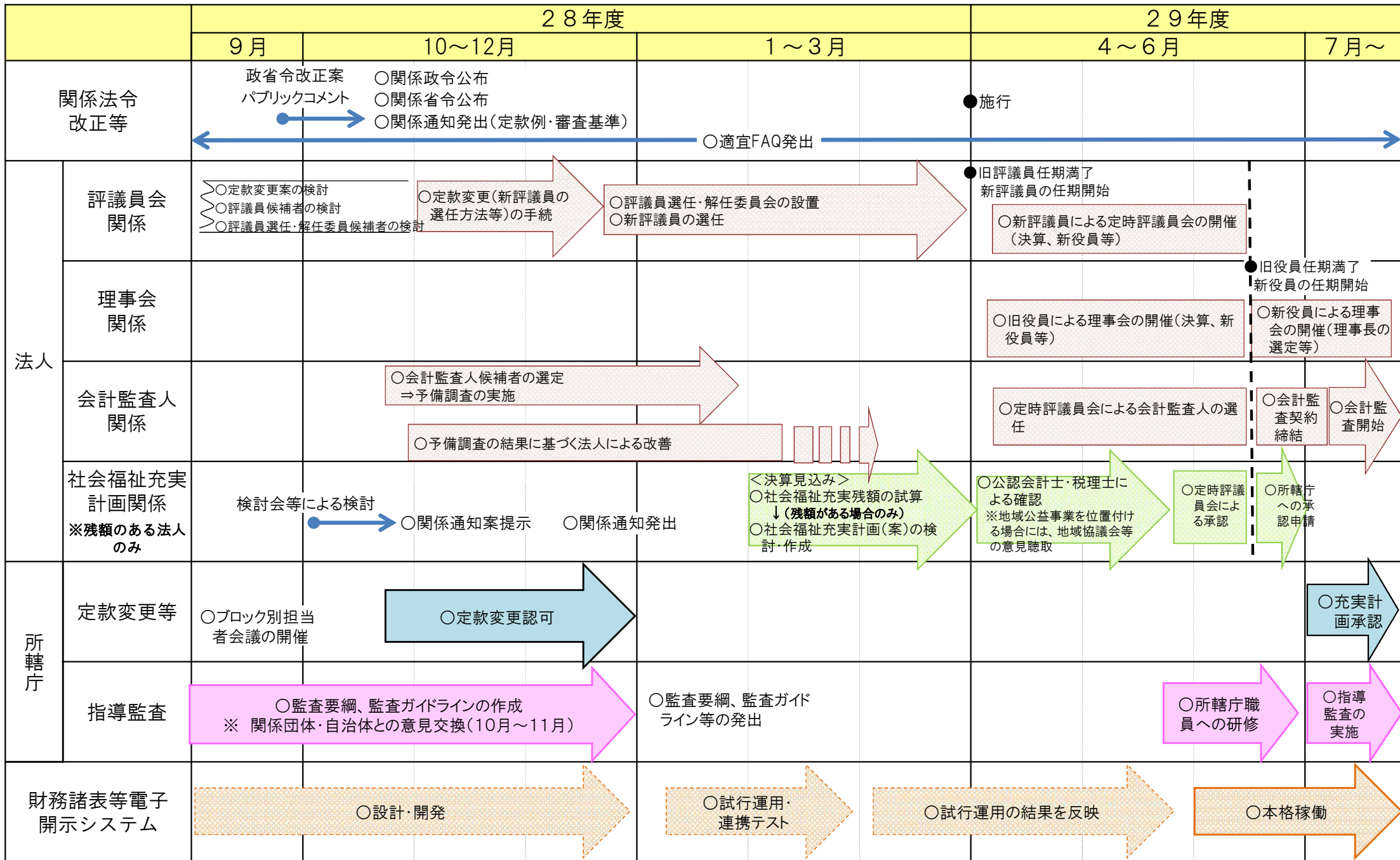
### ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とするものに対する福祉サービスであること

- 要支援・要介護高齢者に対する入退院支援などは該当し得るが、自ら移動することが容易な者に対する移動手段の提供などは法人が自主的に取り組むことが出来るものであり、「地域における公益的な取組」には該当しない。
- 子育て家族への交流の場の提供は該当し得るが、地域住民に対するグラウンドや交流スペースの提供は法人が行い得るものであり、「地域における公益的な取組」には該当しない。
- 家庭環境により十分な学習機会のない児童に対する学習支援を目的としたものは該当し得るが、一般的な学力向上を主たる目的とした学習支援は法人が自主的に取り組むことが出来るものであり、「地域における公益的な取組」には該当しない。

### ③ 無料又は低額な料金で提供されること

- 自治体の委託事業を受託して費用の補填を受けている場合は該当しないが、法人独自に付加的なサービス提供を行っている場合は該当し得る。
- 法人が介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するものについては該当する。

# 社会福祉法人改革の施行スケジュールについて

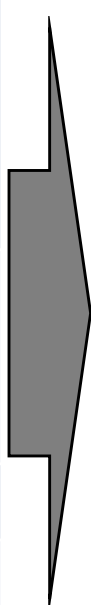


## 3(1) 評議員について



# 評議員・評議員会の改正のポイント

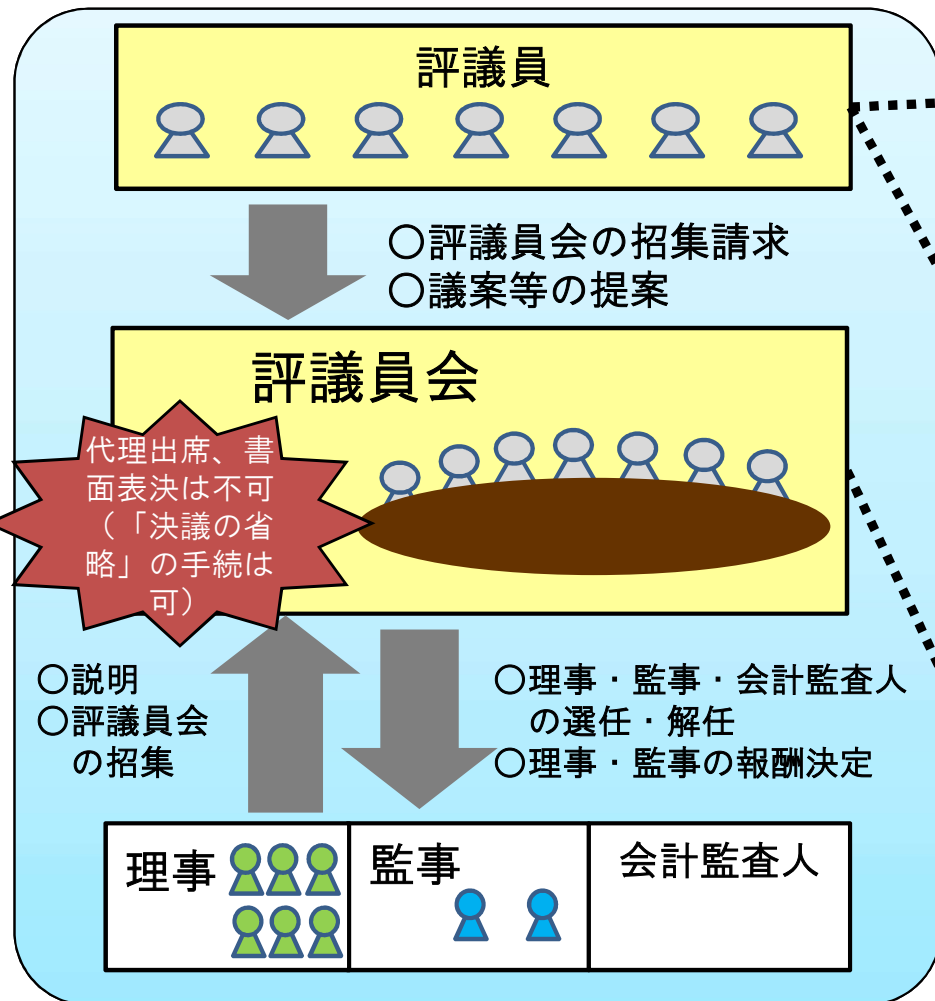
		(現行)	(改正後)
評議員会	位置付け	<u>諮問機関</u> (原則)	法人運営に係る重要事項の <u>議決機関</u> ・役員を選任、解任 等
	設置義務	任意設置 ※ 通知において、保育所等のみを経営する法人以外には、設置を求めている。	<u>必置</u>
評議員	資格	社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、当該法人の趣旨に賛成して協力する者 ※ 地域の代表者を加えるとともに、利用者家族を加えることが望ましい。	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者 ※ 法人において、上記の者として適正な手続により選任されるものであれば、特段の制限はない。
	員数	<u>13名以上</u> (理事の定数(6名以上)の2倍を超える数)	<u>7名以上</u> (理事の員数(6名以上)を超える数) ※ 経過措置の対象法人は、3年間4名以上(平成27年度収益が4億円以下の法人とする予定)
	理事との兼務	<u>可能</u>	<u>不可</u>
	親族等特殊関係者の制限	各評議員について、特殊関係に当たる者を一定数に制限(理事と同様)	各評議員・各役員について、特殊関係に当たる者は評議員にはなれない。 ※ 他の同一法人の制限については、 <u>社会福祉法人を対象外</u> とするとともに、それ以外の法人は1/3の上限を設ける。
	選任方法	<u>理事会の同意</u> を得て、 <u>理事長が委嘱</u>	<u>定款で定める方法</u> (例:評議員選任・解任委員会)によって選任 ※ 理事が評議員を選任・解任する旨の定めは法律上認められない。



同一人が複数の社会福祉法人の評議員を兼ねることも可能

# 評議員・評議員会

- 評議員会は、これまでの諮問機関とは異なり、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員の選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する機関として位置付けられることとなる。
- 従来の評議員会に対し諮問されていた業務執行に関する事項についての意思決定は理事会で行うこととなり、評議員会の決議事項は法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定される（法第45条の8第2項）。
- なお、法律において評議員会の決議を必要としている事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、効力を有しない（同条第3項）。



## 【評議員の選任・解任】

- ・ 定款で定める方法による。ただし、理事・理事会が評議員を選任・解任する旨の定款の定めは無効

## 【評議員の権限（主なもの）】

- ・ 評議員会の招集請求（理事が遅滞なく招集手続を行わない等の場合は、所轄庁の許可を得て自ら招集できる）
- ・ 評議員提案権（評議員会の目的とする事項・議案の提案）

## 【評議員の義務】

- ・ 善管注意義務

## 【評議員の責任】

- ・ 損害賠償責任、特別背任罪等

## 【評議員会の権限（主なもの）】

- ・ 理事、監事、会計監査人の選任・解任
- ・ 定款の変更、計算書類の承認、社会福祉充実計画の承認、合併の承認、役員の報酬の決定等
  - ※監事の解任、定款の変更、合併の承認については2/3の多数による決議が必要
  - ※報酬の決定は、定款に額が定められていないときに限る。



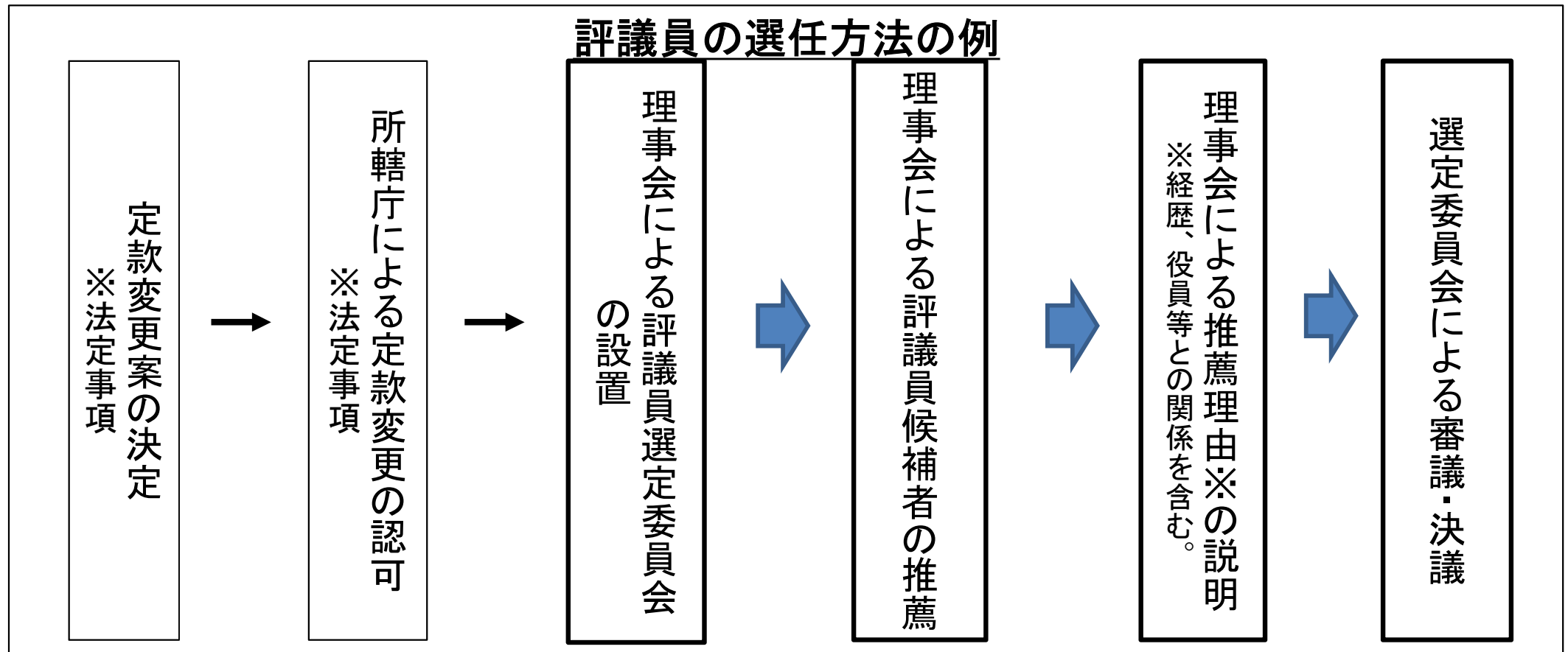
# 評議員の選任方法（運用）

○ 法人の理念や経営状況を理解した上で中立的な立場から審議できる者を評議員として選任することが重要。こうした視点に立った評議員の選任が可能となる運用とする。

※ 法律上、評議員の選任方法は定款に定め、所轄庁の認可が必要とされている（一般財団法人・公益財団法人と同じ）。

理事が評議員等を選任・解任する旨の定めは法律上認められていないが、それ以外は基本的に社会福祉法人が定めた方式で評議員を選任できる。

・ 一般財団法人・公益財団法人の運用では、評議員は、中立的な選定委員会等の方法により選任されている。



# 地域における評議員の確保を支援する仕組み

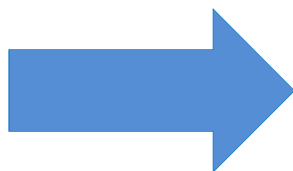
- 社会福祉法人が所在する地域の地方自治体や社会福祉協議会が、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者に関する情報を収集し、評議員の確保が困難な法人の求めに応じて、人材の情報を提供する等の支援を行う。
- 地方自治体が行うべき支援及び社会福祉協議会に期待される取組は以下のとおり。なお、法人において、評議員の確保に取り組んだにもかかわらず、平成29年3月31日までの選任に間に合わなかった場合においては、所轄庁は、以下の取組の一環として評議員の確保のための支援を行うとともに、期限についても柔軟に対応する。



評議員会

社会福祉法人

相談



自治体

<所轄庁>

- 法人からの評議員の確保に関する相談に応じて必要な支援を行う（法人の自主性・自律性を阻害しないことに配慮が必要）。

<所轄庁及び所轄庁に該当しない都道府県>

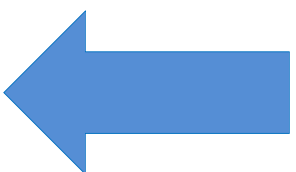
- 社会福祉協議会が行う取組を支援する。具体的には、地域の各種団体に対し、広く人材の情報の提供に係る協力要請を行うとともに、得られた情報を社会福祉協議会へ提供することが考えられる。

<市区町村社会福祉協議会>

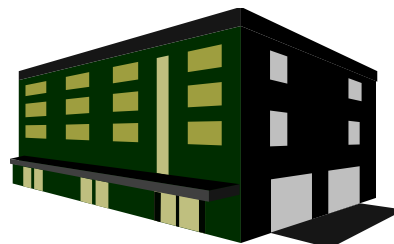
- 担当者（部署）を決定し、法人からの要請に応じて、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材に関する情報提供 等

<都道府県・指定都市社会福祉協議会>

- 担当者（部署）を決定し、市区町村社協に対する支援を実施。専門職団体等と連携し、必要な情報を市区町村社協に対し、情報提供。
- 社会福祉法人からの要請にも対応できるよう相談窓口を設置 等



情報の提供



社会福祉協議会

# 理事会及び評議員会の開催等について

○H28.4.1施行予定：地域公益活動の実施、財務諸表の公表、指導監督の見直し・権限移譲、退職手当制度の見直し

○H29.4.1施行予定：経営組織のガバナンス強化（評議員会等）、財務規律の強化（社会福祉充実計画等）

年度	月	法人	所轄庁
H28	4 }	○旧評議員会・旧理事会 -決算、 <u>定款変更</u> （所轄庁変更に関する事項）	○ <u>定款変更の認可</u> （所轄庁変更に関する事項）※都道府県・指定都市
	6	○現況報告書等の届出（～H28.6.30）	
	}	○旧評議員会・旧理事会 - <u>定款変更</u> （H29.4.1施行に関する事項： <u>新評議員の選任方法等</u> ） → <u>H29.3.31までにあらかじめ新評議員を選任</u> （任期はH29.4.1～）	○ <u>定款変更の認可</u> （H29.4.1施行に関する事項）
H29	3	・現評議員の任期満了（H29.3.31）	
	4 }	・新評議員の任期開始（H29.4.1～）	
		○新理事会（旧役員） -決算、社会福祉充実計画、役員等報酬基準 -新役員案（・会計監査人案）	
		○新評議員会 -決算、 <u>社会福祉充実計画</u> 、 <u>役員等報酬基準</u> - <u>新役員（・会計監査人）の選任→任期開始</u> （現役員の任期満了）	
6	○ <u>社会福祉充実計画の申請</u> （～H29.6.30） ○現況報告書、役員等名簿・役員等報酬基準等の届出（～H29.6.30）	○ <u>社会福祉充実計画の承認</u> （申請後一定期間内に承認）	
}			

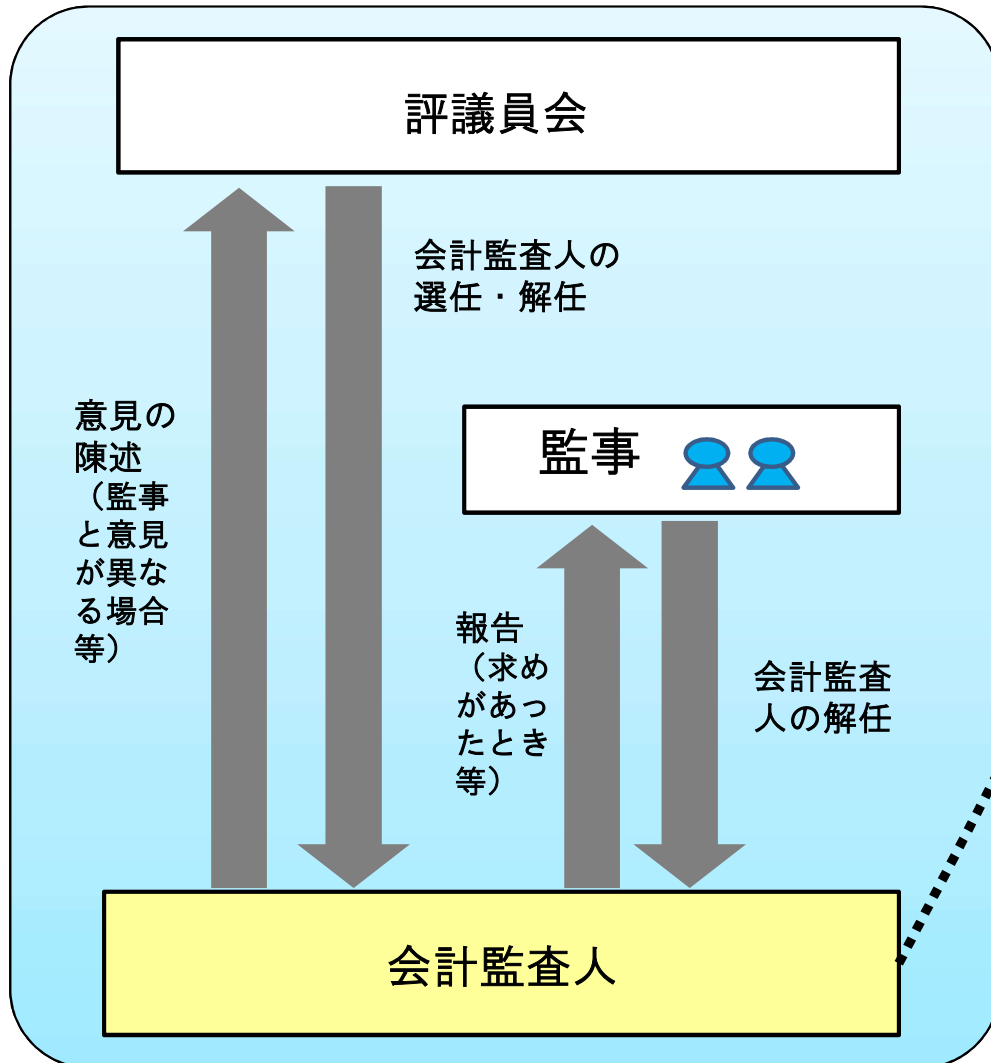
※新評議員会：改正法案に基づく、必置の議決機関としての評議員会  
旧評議員会：現行法に基づく、任意の諮問機関としての評議員会

新理事会：改正法案に基づく理事会  
旧理事会：現行法に基づく理事会

## 3(2) 会計監査人制度について

# 会計監査人

- 会計監査人（公認会計士又は監査法人）は、計算書類等の監査を行う。
- 会計監査人を置く法人では、計算書類等は、理事会の承認を受ける前に、監事と会計監査人による二重の監査を受けることになる。ただし、会計監査人による計算書類等の監査が適正に行われているときは、監事は計算書類等の監査を省略できる。



## 【会計監査人の権限（主なもの）】

- ・ 計算書類等の監査
- ・ 会計帳簿等の閲覧・謄写、会計に関する報告要求（理事、使用人に対し）
- ・ 定時評議員会における意見の陳述（計算書類の適合性について監事と意見が異なる場合）

## 【会計監査人の義務（主なもの）】

- ・ 善管注意義務（→理事と同じ）
- ・ 監事への報告義務（理事の不正行為、法令・定款違反の重大な事実を発見したとき、監事からの求めがあったとき）
- ・ 定時評議員会における意見の陳述（会計監査人の出席を求める決議があったとき）

## 【会計監査人の責任】

- ・ 損害賠償責任については理事と同じ。刑事罰については、贈収賄罪は適用あり。

## 会計監査人の設置義務法人の範囲

- 改正法においては、一定の事業規模を超える法人に対して、会計監査人による監査を義務付けることとしたところである。
- この一定の事業規模については、社会保障審議会福祉部会報告書（平成27年2月12日）において、収益（事業活動計算書におけるサービス活動収益）が10億円以上の法人又は負債（貸借対照表における負債）が20億円以上の法人とすることが適当とされたところである。
- 会計監査人の導入は、今回の改革の柱の一つであり、しっかりとした監査体制を構築し、社会福祉法人への信頼を確立するとともに、法人の経営力強化・効率的な経営の観点からも、一定の規模を超える社会福祉法人に会計監査人による監査を義務付け、ガバナンスの強化、財務規律の強化を図ることが重要である。
- 会計監査人の導入については、①選任までに、予備調査を含め、一定の期間が必要であるほか、②監査を受ける社会福祉法人及び監査を実施する公認会計士等の双方において、会計監査人制度・社会福祉法人制度等への理解及び態勢整備等の準備が必要である。
- このような状況を踏まえると、会計監査人制度を円滑に導入し、より多くの社会福祉法人に安定的に根付かせていくためには、段階的に制度を導入することが適当と考える。
- 具体的には、以下のとおり。

- ・ 平成29年度、平成30年度は、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人
  - ・ 平成31年度、平成32年度は、収益20億円を超える法人又は負債40億円を超える法人
  - ・ 平成33年度以降は、収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人
- と段階的に対象範囲を拡大。

ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成29年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。



# 会計監査の実施範囲（証明範囲の設定）

## (1) 計算書類及び附属明細書に関する証明範囲について

### 【計算書類】

#### ①法人単位

#### ②事業区分別

#### ③拠点区分別

#### 【第1様式】

- 法人単位貸借対照表
- 法人単位資金収支計算書
- 法人単位事業活動計算書

#### 【第2様式】

- 貸借対照表内訳表
- 資金収支内訳表
- 事業活動内訳表

#### 【第3様式】

- 事業区分貸借対照表内訳表
- 事業区分資金収支内訳表
- 事業区分事業活動内訳表

#### 【第4様式】

- 拠点区分貸借対照表
- 拠点区分資金収支計算書
- 拠点区分事業活動計算書

### 【附属明細書】

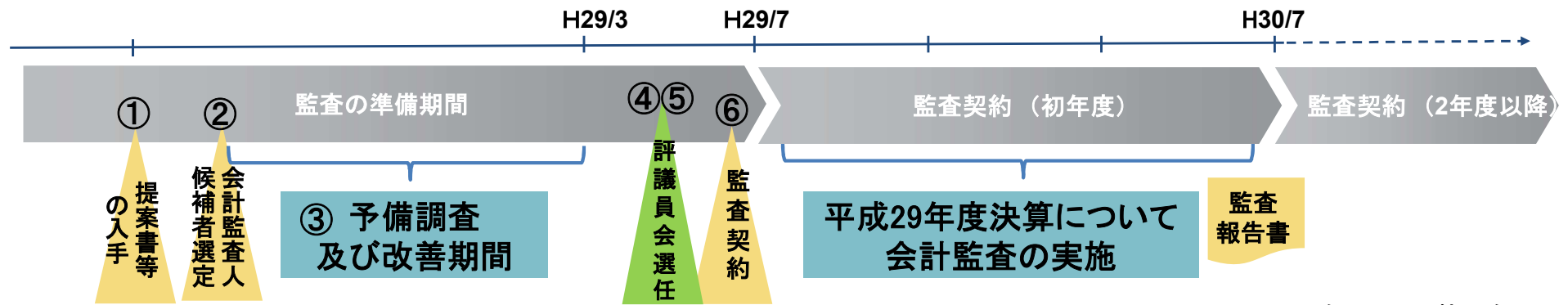
- ・借入金明細書
- ・寄附金収益明細書
- ・補助金事業等収益明細書
- ・事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
- ・事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書
- ・基本金明細書
- ・国庫補助金等特別積立金明細書

法人単位の計算書類  
及びそれに対応する  
附属明細書の各項目を  
証明範囲とする。

- ・基本財産及びその他の固定資産  
(有形・無形固定資産)の明細書
- ・引当金明細書
- ・拠点区分資金収支明細書
- ・拠点区分事業活動明細書
- ・積立金・積立資産明細書
- ・サービス区分間繰入金明細書
- ・サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書
- ・就労支援事業別事業活動明細書
- ・就労支援事業製造原価明細書
- ・就労支援事業販管費明細書
- ・就労支援事業明細書
- ・授産事業費用明細書

※証明範囲としては上記とするが、法人単位の計算書類及びその附属明細書は拠点区分別の積み上げであるため、必要に応じて、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても確認の対象となる。

# 会計監査人監査に係るスケジュール例



※年月の記載は例示

社会福祉法人	①複数の会計監査人候補者からの提案書等の入手
社会福祉法人 会計監査人候補者	②会計監査人候補者の選定
社会福祉法人 会計監査人候補者	③予備調査及び改善期間
社会福祉法人	④理事会にて会計監査人の選任にかかる評議員会の議題を決議 平成29年5月～6月
社会福祉法人	⑤定時評議員会にて選任 平成29年5月～6月
社会福祉法人 会計監査人	⑥監査契約締結 平成29年6月～7月

※会計監査人の設置義務が課される社会福祉法人については、改正法附則第8条に基づき、施行日(平成29年4月1日)以後最初に招集される定時評議員会において会計監査人を選任することとなり、当該会計監査人は、平成29年度決算について監査することになる。

# 社会福祉法人会計監査円滑実施協議会

## 1. 導入の趣旨

今般の社会福祉法の改正により、一定規模以上の社会福祉法人は会計監査人の設置が義務付けられたところであるが、制度施行までの間に会計監査の内容やそのメリット・意義についての理解を深めるとともに、会計管理に関する社会福祉法人の職員研修などの実施方法について協議を行い、会計監査人制度の導入に向けた十分な態勢を確保する観点から協議会を設置する。

## 2. 協議事項

- (1) 社会福祉法人を含む関係者に対し、会計監査人制度の内容やメリット等の周知方法
- (2) 会計監査の受入に必要な会計処理や会計帳簿の整備に係る会計管理に関する職員研修の実施方法
- (3) 公認会計士等の側において、社会福祉法人の特性に合わせた監査(非営利性を担保するための適正支出等に重点を置いた監査、行政目的との連動)を実施するための具体策の検討

## 3. 構成員

下記団体から構成員を推薦

- ・日本公認会計士協会
- ・社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会
- ・公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- ・公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
- ・社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

## 4. スケジュール

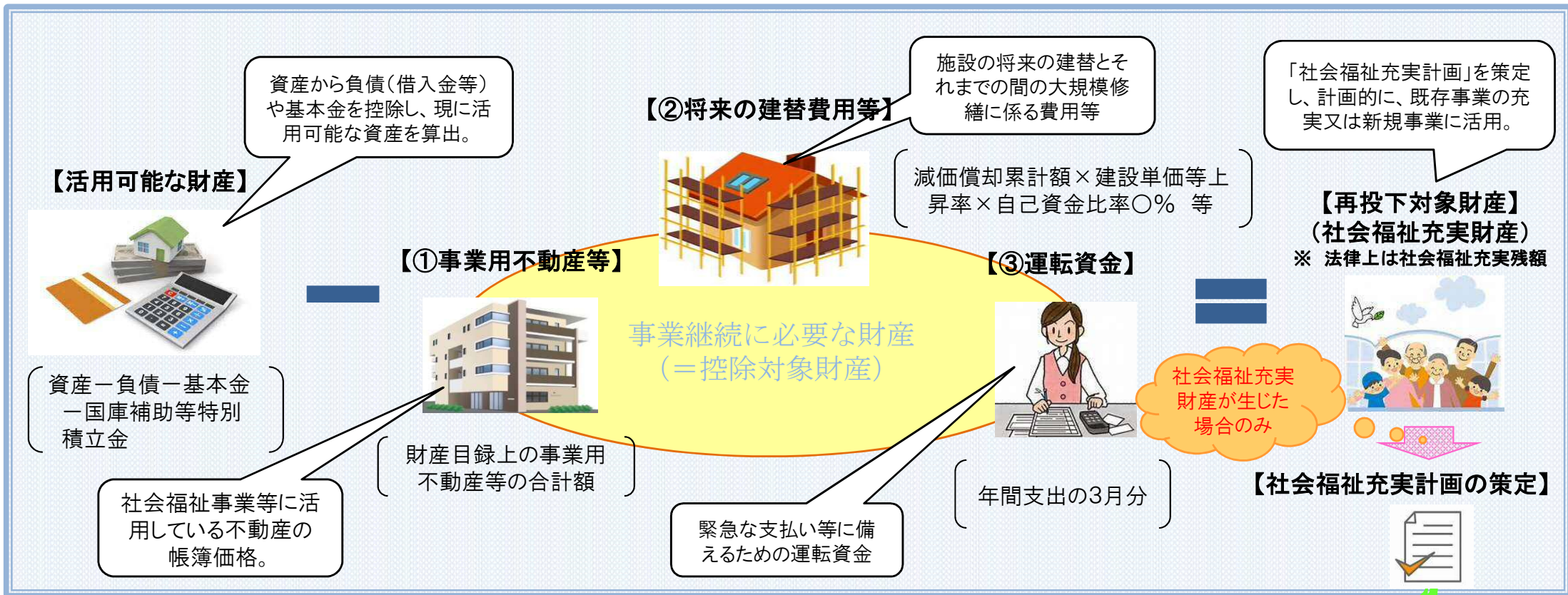
- 第1回目 6月16日
- 第2回目 7月15日
- 第3回目以降 随時開催

## 3(3) 控除対象財産について

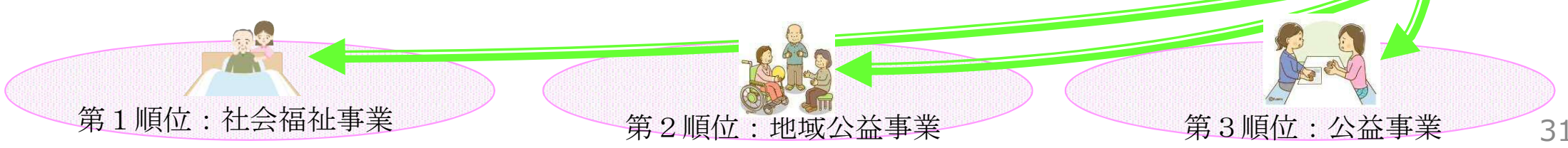


# 再投下対象財産（社会福祉充実財産）の有効活用について

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産（社会福祉充実財産）を明確化する。
- 社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。



(社会福祉充実財産の用途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資)





# 再投下対象財産（社会福祉充実財産）の用途について

- 再投下対象財産（社会福祉充実財産）は、法人が社会福祉充実計画を策定することにより、その用途を「見える化」するものであり、法人の自主的な経営判断の下、収益事業を除き、例えば以下のような様々な事業に柔軟に活用が可能である。

【再投下対象財産】  
（社会福祉充実財産）



## 【第1順位：社会福祉事業】

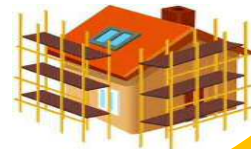
【職員処遇の改善】



【新たな人材の雇入れ】



【既存建物の建替】



等

原則、社会福祉充実財産の全額について、5年間で計画的に再投資。ただし、合理的な理由がある場合は、計画期間を10年まで延長可能。

## 【第2順位：地域公益事業】

【単身高齢者の見守り】

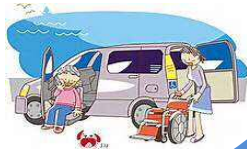


【制度の狭間に対応する  
包括的な相談支援】



等

【移動支援】



【介護人材の養成事業】



## 【第3順位：公益事業】

【ケアマネジメント事業】



等

【配食事業】



※ 地域公益事業は、支援が必要な者に対して、無料又は低額で行う福祉サービスをいう。

※ 公益事業は、地域公益事業以外の公益事業をいう。

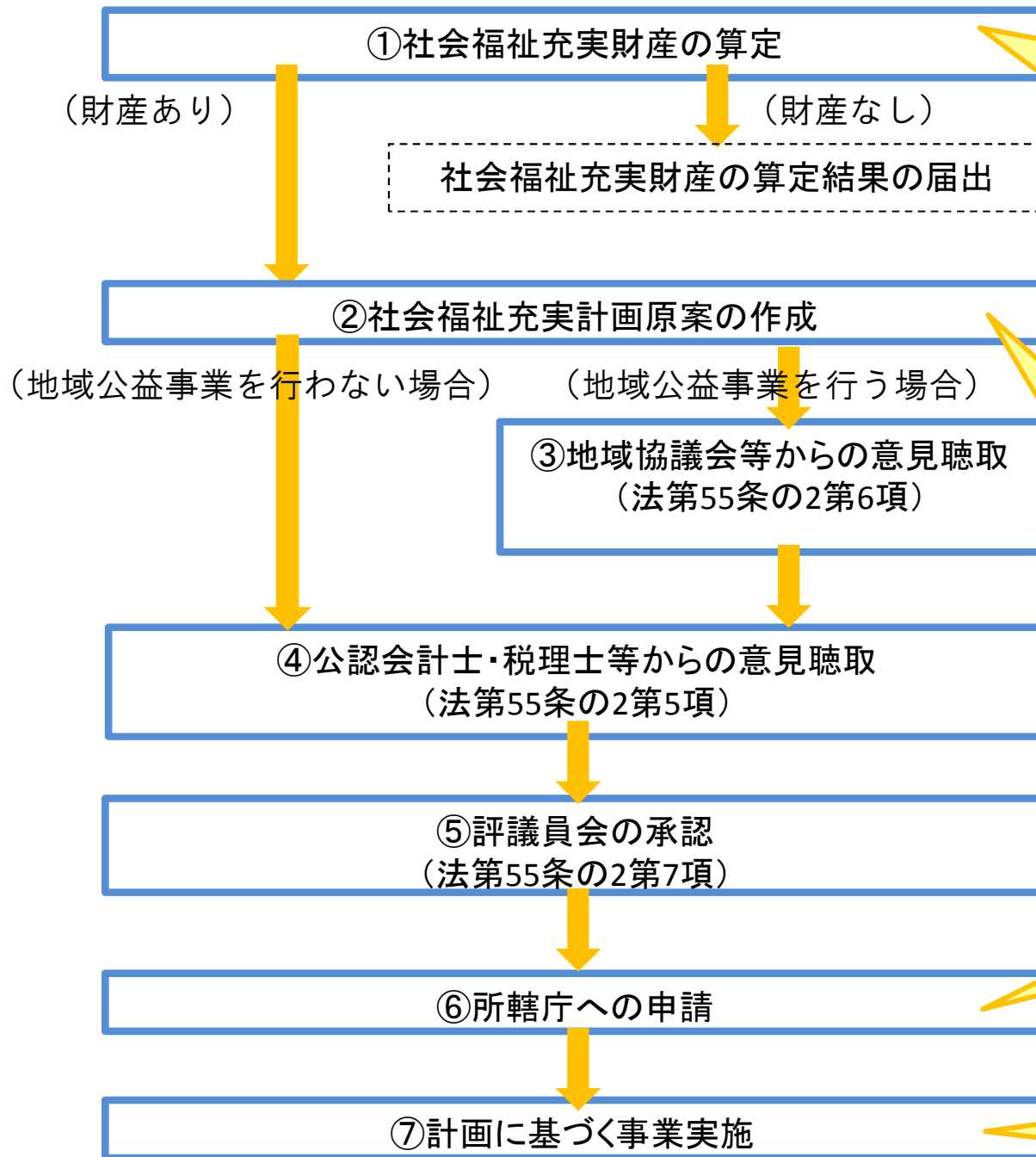
① 既存事業の充実又は新規事業の開設のいずれにも充てることが可能。

② 社会福祉充実財産に加え、控除対象財産等を組み合わせて、事業を実施することも可能。

③ 社会福祉充実財産は毎年度見直しを行い、当該財産額の変動に応じて用途の変更が可能。



# 「社会福祉充実財産」の算定及び「社会福祉充実計画」のポイント



## 【ポイント1】

- 社会福祉充実財産は、毎年度算定することが必要であり、一度算定した財産額が永続的に固定されるものではない。

## 【ポイント2】

- 控除対象財産は、社会福祉充実財産の算定上の計算ルールであり、實際上又は会計上の用途を限定するものではない。

## 【ポイント3】

- 計画の策定はあくまで社会福祉充実財産の用途を「見える化」するために行うもの。
- 計画の内容は、地域の福祉ニーズを踏まえつつも、最終的には法人が自主的に判断。
- 社会福祉充実財産は、収益事業を除き、職員処遇の改善や建物の建替など既存事業の充実又は新規事業の展開など、多様な用途に活用可能。

## 【ポイント4】

- 計画は、原則、社会福祉充実財産の全額について、5年で活用。ただし、合理的な理由がある場合には、計画期間の10年までの延長が可能。

## 【ポイント5】

- 所轄庁は、法人の自主性を最大限尊重し、計画が明らかに不合理な内容を伴うものでない限り、承認する。

## 【ポイント6】

- 計画は、社会福祉充実財産の増減など状況の変化に応じて、柔軟に変更が可能。

# 「控除対象財産」の算定イメージ

- 社会福祉法人の①すべての財産（基本金及び国庫補助等特別積立金を除く。）を対象に、②事業継続に必要な財産（控除対象財産）と余裕財産を区分し、余裕財産を③再投下対象財産として位置づける。

$$\text{資産} - \text{負債} - \text{基本金} - \text{国庫補助等特別積立金} = \text{①}$$

## ② 控除対象財産：事業継続に必要な最低限の財産

① 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

(考え方)

- ・ 土地
- ・ 建物
- ・ 設備

※社会福祉法に基づく事業に活用している財産の特定は財産目録等により行う

\*負債、基本金及び国庫補助等特別積立金との重複部分は調整

② 再生産に必要な財産

(考え方)

- ・ 建替、大規模修繕
- ・ 設備・車両等の更新

※再生産に必要な財産については、補助金、融資の活用を考慮した算出基準を適用

③ 必要な運転資金

(考え方)

- ・ 事業未収金
- ・ 緊急の支払や当面の出入金のタイムラグ

③

再投下対象財産

## 控除対象財産①「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」について（案）

- 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象となる財産については、次のような考え方にに基づき、整理する。

控除対象となる財産	控除対象とはならない財産(※)
<p>○ 法人が実施する社会福祉事業等に直接又は間接的に供与されている財産であって、当該財産がなければ事業の実施に直ちに影響を及ぼしうるもの。</p>	<p>○ 法人が実施する社会福祉事業及び公益事業等の実施に直ちに影響を及ぼさない財産。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現に事業に活用している土地・建物・設備(障害者総合支援法に基づく就労支援事業に活用されている土地・建物・設備を含む。)等</li> <li>・ 職員の福利厚生のための土地・建物・設備等</li> <li>・ サービス提供に必要な送迎車両</li> <li>・ サービス提供に必要な介護機器</li> <li>・ サービス提供に必要な生活機器(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ等)</li> <li>・ 事業に必要な事務機器(パソコン、プリンター等)</li> <li>・ 災害時のための食料・物品の備蓄</li> <li>・ 障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金</li> <li>・ 用途が限定されている寄付金等(基本金に計上されないもの)</li> <li>・ 国・自治体等の補助により造成され、用途が限定されている基金等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現預金、有価証券</li> <li>・ 人件費積立金、修繕積立金等の積立資産(ただし、障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金を除く。)</li> <li>・ 遊休不動産(断続的であっても、長期にわたって事業に継続して使用している不動産は除く。)</li> <li>・ 美術品</li> </ul>

※ ただし、現預金や有価証券、人件費積立金、修繕積立金等については、「再生産に必要な財産」や「必要な運転資金」として控除対象となる場合があり得る。



# 控除対象財産②「固定資産の再取得に必要な財産」について（案）

## （算出方法（イメージ））

### 再取得に必要な財産

$$= (\text{減価償却累計額} \times \text{建設単価等上昇率}) \times \text{一般的な自己資金比率} + \alpha (\text{大規模修繕等})$$

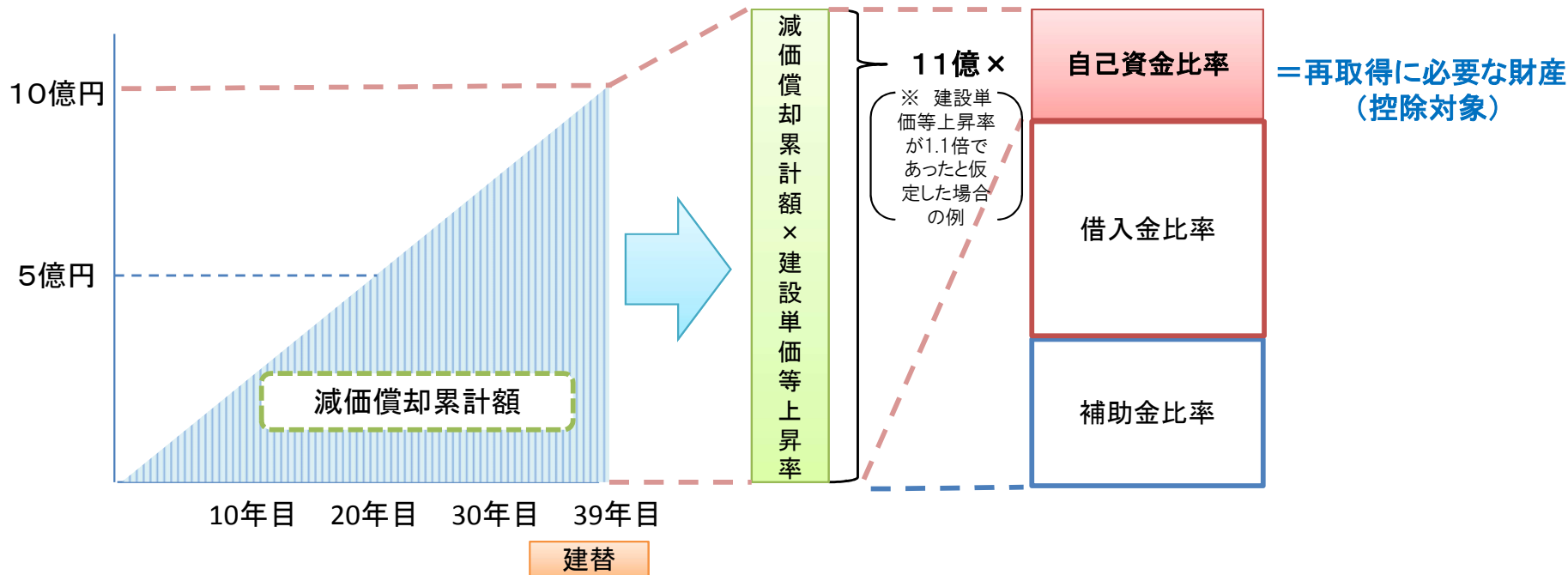
○減価償却により法人内に自己資金が蓄積され、建替時期(39年(※)経過後)には、現在の建物と同等の建て替えを行うための資金が法人内部に留保される。

○法人に蓄積される建替費用は建設時の水準であることから、建設単価等上昇率を考慮する。



○減価償却累計額(建設単価等上昇分を含む)には、補助金、借入金、自己資金によるものが含まれており、建替時に補助金や借入金を活用することを前提にすれば、法人が再生産のために保有すべき額は減価償却累計額に一般的な自己資金比率を乗じた額となる。

※ 建物の耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）によることとされている。



## 控除対象財産③「必要な運転資金」について（案）

- 「必要な運転資金」として控除対象となる財産については、次のような考え方にに基づき、
  - ・ 「年間事業活動支出の1月分」＋「事業未収金」相当額として、「年間事業活動支出の3月分」とする。

### 【年間事業活動支出1月分の考え方】

- ・ 厚生労働省が行ったサンプル調査によれば、年度末時点で1月程度の運転資金を保有していれば、年間を通じて、運営に大きな支障は生じないと見込まれることから、「年間事業活動支出の1月分」を必要な運転資金として控除する。

### 【事業未収金の考え方】

- ・ 事業未収金は、あらかじめ必要な事業費について、入金前に賄う必要があることから、控除対象とする。
  - ⇒ 介護報酬等による施設については、事業未収金が2ヶ月分発生するため、実質的に計3月分が控除対象となる。
  - ⇒ 措置費又は保育所運営費により運営される施設についても、自治体の措置費等の交付に係る運用によっては、事業未収金が発生する場合がある。



## 社会福祉充実財産の算定式（案）

$$\text{社会福祉充実財産 (C)} = \text{(A)} - \text{(B)}$$

(再投下対象財産)

(活用可能な財産) — (控除対象財産①〔社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等〕 + 控除対象財産②〔再生産に必要な財産〕 + 控除対象財産③〔必要な運転資金〕)

※1 (A)〔活用可能な財産〕

$$= \text{資産} - \text{負債} - \text{基本金} - \text{国庫補助金等特別積立金}$$

※2 控除対象財産①〔社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等〕

$$= \text{財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円} - \text{基本金} - \text{国庫補助金等特別積立金} - \text{対応負債}$$

※3 控除対象財産②〔再生産に必要な財産〕

$$= \text{【将来の建替に必要な費用】}$$

(現在の建物に係る減価償却累計額〇円 × 建設単価等上昇率〇. 〇) × 一般的な自己資金比率〇%

【建替までの間の大規模修繕に必要な費用】

$$+ (\text{現在の建物に係る減価償却累計額〇円} \times \text{一般的な大規模修繕費用割合} 20\%) - \text{過去の修繕額〇円}$$

【設備・車両等の更新に必要な費用】

$$+ \text{減価償却の対象となる固定資産(10万円以上)に係る減価償却累計額の合計額}$$

※4 控除対象財産③〔必要な運転資金〕 = 年間事業活動支出の3月分

※ なお、各法人の事務処理を円滑にする観点から、今年度中に構築する予定の「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」において、これらの計算を簡易に行うための入力シートを組み込む予定。

※ 各種係数については、現時点では仮置きであり、別途行うこととしている調査研究事業の結果などを踏まえ、最終的に決定。

## **(参考) 「控除対象財産」の算定例**



## 「控除対象財産」の算定例の前提

- ① 事業用不動産等については、財産目録上の個別財産の内容が不明であるため、貸借対照表の科目から判断。
- ② 建替に必要な財産は、基本財産における建物に係る減価償却累計額（計算書類の注記）を使用。
- ③ 建設費等の上昇率については、建物建設から20年経過しているものと仮定し、当該経過年数に応じた建設工事費デフレーター1.07%を活用。
- ④ 一般的自己資金比率については、15%と仮定。
- ⑤ 大規模修繕費用割合については、20%とするとともに、大規模修繕は未実施と仮定。

# 「控除対象財産」の算定例①－1

○ 高齢者入所施設7箇所、その他在宅サービスを運営している法人の例

【法人全体の貸借対照表】

資産の部		負債の部	
科目	当年度末	科目	当年度末
流動資産	75億円	流動負債	2億円
現金預金	70億円	事業未払金	2億円
事業未収金	5億円	預り金	0億円
未収金	0億円	職員預り金	0億円
未収補助金	0億円	借入金	0億円
その他流動資産	0億円		
固定資産	125億円	固定負債	0億円
基本財産	70億円	退職給付引当金	0億円
土地	30億円	預り金	0億円
建物	40億円		
その他の固定資産	55億円	負債の部合計	2億円
土地	10億円	純資産の部	
建物	20億円	基本金	1億円
構築物	1億円	国庫補助金等特別積立金	15億円
車両運搬具	1億円	その他の積立金	22億円
器具及び備品	0億円	次期繰越活動増減差額	160億円
退職給付引当資産	0億円		
積立資産	20億円		
その他の固定資産	3億円	純資産の部合計	198億円
資産の部合計	200億円	負債及び純資産の部合計	200億円

【活用可能な財産の算定】

「資産の部合計」200億円－「負債の部合計」2億円－「基本  
金」1億円－「国庫補助金等特別積立金」15億円  
＝ 182億円



【社会福祉充実財産の算定結果】

【活用可能な財産】182億円  
 － 【事業用不動産等】89億円  
 － 【再生産に必要な財産】19億円  
 － 【必要な運転資金】6億円  
 ＝ 68億円 (⇒ 社会福祉充実財産あり。)



# 「控除対象財産」の算定例①-2

## 【事業用不動産等】

### 【貸借対照表より抜粋】

	簿価	減価償却累計額
<b>基本財産</b>		
土地	30億円	0億円
建物	40億円	30億円
<b>その他の固定資産</b>		
土地	10億円	0億円
建物	20億円	10億円
構築物	1億円	1億円
車両運搬具	1億円	1億円
器具及び備品	0億円	3億円
その他の固定資産	3億円	0億円
<b>その他の固定資産合計</b>	<b>35億円</b>	<b>15億円</b>

※ 制度改正後は財産目録で判断。

「土地（基本財産）」30億円＋「建物（基本財産）」40億円＋その他の固定資産35億円－基本金1億円－国庫補助金等特別積立金15億円－対応負債0円＝**89億円**

#### ※ 対応負債

- ① 1年以内返済予定設備資金借入金・0円
  - ② 設備資金借入金・0円
  - ③ 1年以内返済予定リース債務・0円
  - ④ リース債務・0円
- ①+②+③+④ = **0円**

## 【再生産に必要な財産】

### 【計算書類に係る注記より抜粋】

	簿価	減価償却累計額
<b>基本財産</b>		
土地	30億円	0億円
建物	40億円	30億円
<b>その他の固定資産</b>		
土地	10億円	0億円
建物	20億円	10億円
構築物	1億円	1億円
車両運搬具	1億円	1億円
器具及び備品	0億円	3億円
その他の固定資産	3億円	0億円
<b>その他の固定資産合計</b>	<b>35億円</b>	<b>15億円</b>

※ 制度改正後は財産目録で判断。

(①建物の建替費用)  
「減価償却累計額」40億円×建設単価等上昇率1.07×一般的自己資金比率15%＝6億円

(②大規模修繕費用)  
40億円×大規模修繕費割合0.2＝8億円

(③その他固定資産の再取得費用)  
5億円

①+②+③ = **19億円**

## 【必要な運転資金】

### 【資金収支計算書】

勘定科目		決算額	
事業活動による収入	介護保険事業収入	30億円	
	老人福祉事業収入	4億円	
	介護保険外収入	1億円	
	経常経費寄付金収入	0億円	
	受取利息配当金収入	0億円	
	その他の収入	0億円	
	<b>事業活動収入計</b>		<b>35億円</b>
	事業活動による支出	人件費支出	17億円
		事業費支出	4億円
		事務費支出	2億円
利用者負担軽減額		0億円	
その他の支出		0億円	
<b>事業活動支出計</b>		<b>23億円</b>	
<b>事業活動資金収支差額計</b>		<b>12億円</b>	
<b>施設設備等資金収支差額計</b>		<b>▲3億円</b>	
<b>その他の活動収支差額計</b>		<b>▲8億円</b>	
<b>当期資金収支差額合計</b>		<b>1億円</b>	

(年間事業活動支出の3月分)  
23億円÷12月×3 = **6億円**

# 「控除対象財産」の算定例②－1

○ 高齢者入所施設7箇所、病院1箇所、その他在宅サービスを運営している法人の例

【法人全体の貸借対照表】

資産の部		負債の部	
科目	当年度末	科目	当年度末
流動資産	30億円	流動負債	5億円
現金預金	20億円	事業未払金	4億円
有価証券	0億円	1年以内返済予定設備資金借入金	1億円
事業未収金	10億円	1年以内返済予定リース債務	0億円
未収金	0億円	預り金	0億円
立替金	0億円	職員預り金	0億円
その他流動資産	1億円	前受金	0億円
固定資産	150億円	固定負債	45億円
基本財産	60億円	設備資金借入金	40億円
土地	5億円	リース債務	1億円
建物	60億円	退職給付引当金	3億円
その他の固定資産	90億円	長期預り金	0億円
土地	0億円	その他の固定負債	1億円
建物	2億円	負債の部合計	50億円
構築物	1億円	純資産の部	
機械及び装置	0億円	基本金	15億円
車両運搬具	0億円	国庫補助金等特別積立金	60億円
器具及び備品	7億円	その他の積立金	20億円
有形リース資産	1億円	次期繰越活動増減差額	40億円
ソフトウェア	0億円		
退職給付引当資産	4億円		
積立資産	15億円		
その他の固定資産	60億円	純資産の部合計	130億円
資産の部合計	185億円	負債及び純資産の部合計	185億円

【活用可能な財産の算定】

「資産の部合計」185億円－「負債の部合計」50億円－「基本  
金」15億円－「国庫補助金等特別積立金」60億円  
＝ 60億円



【社会福祉充実財産の算定結果】

【活用可能な財産】60億円  
 ー 【事業用不動産等】19億円  
 ー 【再生産に必要な財産】54億円  
 ー 【必要な運転資金】18億円  
 ー ▲31億円 (⇒ 社会福祉充実財産なし。)

# 「控除対象財産」の算定例②-2

## 【事業用不動産等】

### 【貸借対照表より抜粋】

	簿価	減価償却累計額
<b>基本財産</b>		
土地	5億円	0億円
建物	60億円	100億円
<b>その他の固定資産</b>		
土地	0億円	0億円
建物	2億円	2億円
構築物	1億円	4億円
機械及び装置	0億円	1億円
車両運搬具	0億円	1億円
器具及び備品	7億円	10億円
有形リース資産	1億円	1億円
ソフトウェア	0億円	1億円
その他の固定資産	60億円	0億円
その他の固定資産合計	71億円	20億円

※ 制度改正後は財産目録で判断。

「土地（基本財産）」5億円＋「建物（基本財産）」60億円＋その他の固定資産71億円－基本金15億円－国庫補助金等特別積立金60億円－対応負債42億円＝ **19億円**

※ 対応負債

- ① 1年以内返済予定設備資金借入金 . . . . . 1億円
- ② 設備資金借入金 . . . . . 40億円
- ③ 1年以内返済予定リース債務 . . . . . 0億円
- ④ リース債務 . . . . . 1億円

①+②+③+④ = **42億円**

## 【再生産に必要な財産】

### 【計算書類に係る注記より抜粋】

	簿価	減価償却累計額
<b>基本財産</b>		
土地	5億円	0億円
建物	60億円	100億円
<b>その他の固定資産</b>		
土地	0億円	0億円
建物	2億円	2億円
構築物	1億円	4億円
機械及び装置	0億円	1億円
車両運搬具	0億円	1億円
器具及び備品	7億円	10億円
有形リース資産	1億円	1億円
ソフトウェア	0億円	1億円
その他の固定資産	60億円	0億円
その他の固定資産合計	71億円	20億円

※ 制度改正後は財産目録で判断。

(①建物の建替費用)  
「減価償却累計額」102億円×建設単価等上昇率1.07×一般的自己資金比率15% = 16億円

(②大規模修繕費用)  
102億円×大規模修繕費割合0.2 = 20億円

(③その他固定資産の再取得費用)  
18億円

①+②+③ = **54億円**

## 【必要な運転資金】

### 【資金収支計算書】

勘定科目		決算額
事業活動による収入	介護保険事業収入	30億円
	老人福祉事業収入	10億円
	医療事業収入	20億円
	その他の事業収入	3億円
	その他の収入	1億円
	その他	1億円
事業活動収入計		65億円
事業活動による支出	人件費支出	50億円
	事業費支出	10億円
	事務費支出	10億円
	利用者負担軽減額	0億円
	支払利息支出	0億円
	その他の支出	0億円
事業活動支出計		70億円
事業活動資金収支差額計		▲5億円
施設設備等資金収支差額計		▲10億円
その他の活動収支差額計		10億円
当期資金収支差額合計		▲5億円

(年間事業活動支出の3月分)  
70億円÷12月×3 = **18億円**



# 「控除対象財産」の算定例③－1

## ○ 保育所1箇所を運営している法人の例

【法人全体の貸借対照表】

資産の部		負債の部	
科目	当年度末	科目	当年度末
流動資産	0.2億円	流動負債	0.2億円
現金預金	0.2億円	事業未払金	0.1億円
		1年以内返済予定設備資金借入金	0.1億円
固定資産	2.8億円	固定負債	0.8億円
基本財産	2.0億円	設備資金借入金	0.7億円
建物	2.0億円	退職給付引当金	0.1億円
その他の固定資産	0.8億円		
構築物	0.1億円		
機械及び装置	0.1億円		
器具及び備品	0.1億円	負債の部合計	1.0億円
退職給付引当資産	0.1億円	純資産の部	
積立資産	0.4億円	基本金	0.2億円
		国庫補助金等特別積立金	1.0億円
		その他の積立金	0.4億円
		次期繰越活動増減差額	0.3億円
		純資産の部合計	1.9億円
資産の部合計	3億円	負債及び純資産の部合計	2.9億円

【活用可能な財産の算定】

「資産の部合計」3億円－「負債の部合計」1億円－「基本金」0.2億円－「国庫補助金等特別積立金」1億円  
 = 0.8億円



【社会福祉充実財産の算定結果】

【活用可能な財産】0.8億円  
 — 【事業用不動産等】0.3億円  
 — 【再生産に必要な財産】0.2億円  
 — 【必要な運転資金】0.2億円  
 = 0.1億円 (⇒ 社会福祉充実財産あり。)



# 「控除対象財産」の算定例③－2

## 【事業用不動産等】

### 【貸借対照表より抜粋】

	簿価	減価償却累計額
基本財産		
建物	2億円	0.5億円
その他の固定資産		
構築物	0.1億円	0億円
機械及び装置	0.1億円	0億円
器具及び備品	0.1億円	0億円
その他の固定資産合計	0.3億円	0億円

※ 制度改正後は財産目録で判断。

「土地（基本財産）」0億円＋「建物（基本財産）」2億円＋その他の固定資産0.3億円－基本金0.2億円－国庫補助金等特別積立金1億円－対応負債0.8億円＝ **0.3億円**

※ 対応負債

- ① 1年以内返済予定設備資金借入金  
.....0.1億円
- ② 設備資金借入金.....0.7億円
- ③ 1年以内返済予定リース債務.....0億円
- ④ リース債務.....0億円

①＋②＋③＋④ = **0.8億円**

## 【再生産に必要な財産】

### 【計算書類に係る注記より抜粋】

	簿価	減価償却累計額
基本財産		
建物	2億円	0.5億円
その他の固定資産		
構築物	0.1億円	0億円
機械及び装置	0.1億円	0億円
器具及び備品	0.1億円	0億円
その他の固定資産合計	0.3億円	0億円

※ 制度改正後は財産目録で判断。

(①建物の建替費用)  
「減価償却累計額」0.5億円×建設単価等上昇率1.07×一般的自己資金比率15% = 0.1億円

(②大規模修繕費用)  
0.5億円×大規模修繕費割合0.2 = 0.1億円

(③その他固定資産の再取得費用)  
0億円

①＋②＋③ = **0.2億円**

## 【必要な運転資金】

### 【資金収支計算書】

勘定科目		決算額
事業収入	保育事業収入	1億円
	その他の収入	0.1億円
事業活動収入計		1.1億円
事業活動による支出	人件費支出	0.7億円
	事業費支出	0.1億円
	事務費支出	0.1億円
事業活動支出計		0.9億円
事業活動資金収支差額計		0.2億円
施設設備等資金収支差額計		▲0.1億円
その他の活動収支差額計		0億円
当期資金収支差額合計		0.1億円

(年間事業活動支出の3月分)  
0.9億円÷12月×3 = **0.2億円**

## 3(4) 社会福祉充実計画について

# 社会福祉充実計画について（案）

- 社会福祉充実計画については、社会福祉法人が保有する財産のうち、事業継続に必要な「控除対象財産」を控除してもなお一定の財産が生じる場合に、「社会福祉充実財産」を明らかにした上で、社会福祉事業等に計画的に再投資を促すとともに、公益性の高い法人としての説明責任の強化を図るために策定するもの。
- 社会福祉充実計画は、社会福祉法人が自主的に判断し、作成することとなるが、所轄庁は事業区域の需要及び供給に照らして適切ではない点がないか（著しく合理性を欠くものではないか）といった観点から審査を行う。具体的には、
  - ① 短期の計画（3年程度）であれば自治体計画（介護保険事業（支援）計画等）との整合性の確認
  - ② 長期の計画（5年程度）であれば、事業実施を予定している地域の人口推計等を踏まえて著しく合理性を欠くものではないかの確認等を行う。

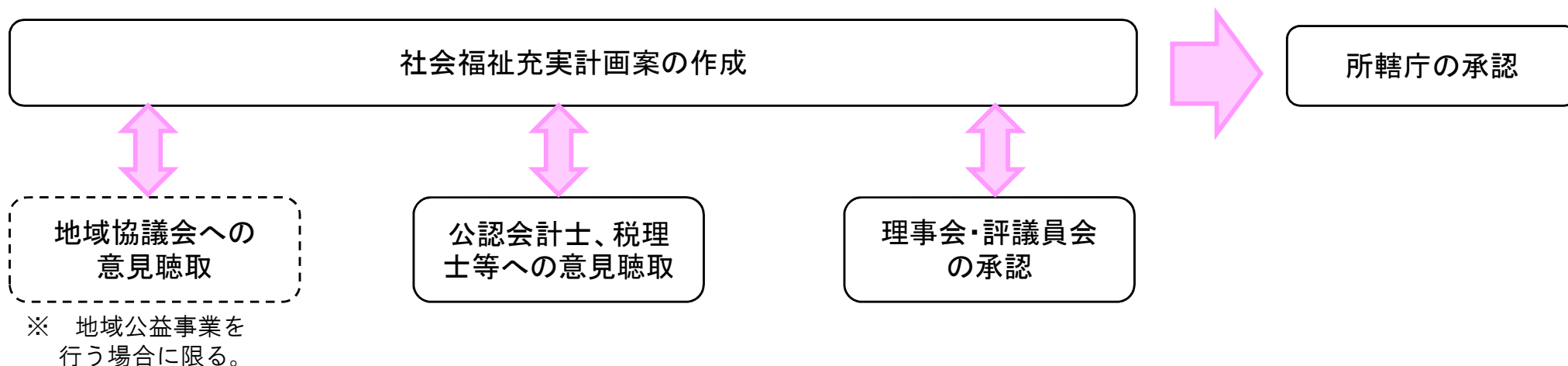
## 1. 社会福祉充実計画に位置付けるべき事業の種類

◆ 社会福祉充実計画に位置付けるべき事業は、以下の順にその実施について、検討し、行う事業を記載する。

第1順位	社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）
第2順位	地域公益事業（日常生活又は社会生活上の支援を必要とする住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業）
第3順位	公益事業

## 2. 社会福祉充実計画の作成手続

◆ 社会福祉充実計画は以下の手続を経る必要がある。



## 3. 計画の記載内容

◆ 計画の記載内容は、法律上の以下のとおり規定がされているが、法律事項に加え、法人名等の基本情報や社会福祉充実財産の用途に関する検討結果や事業の実施に当たっての資金計画等を併せて記載する。

法律事項（第55条の2第3項）	省令事項（案）
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 既存事業の充実又は新規事業の規模及び内容</li> <li>② 事業区域</li> <li>③ 社会福祉充実事業の事業費</li> <li>④ 社会福祉充実財産の規模</li> <li>⑤ 計画の実施期間</li> <li>⑥ その他厚生労働省令で定める事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 法人名、法人の所在地、連絡先等の基本情報</li> <li>② 社会福祉充実財産の用途に関する検討結果</li> <li>③ 資金計画</li> <li>④ 事業費積算（概算）</li> <li>⑤ 地域協議会等の意見とその反映状況 等</li> </ul>



#### 4. 計画の実施期間等

- ◆ 計画は、原則として、5年間の範囲で、毎年度の社会福祉充実財産の全額について、一又は複数の社会福祉充実事業を実施するための内容とすること。

ただし、5年間で計画を終了することが困難であることにつき、合理的な理由がある場合には、その理由を計画上に明記した上で、計画期間を最長10年間まで延長することができるものとする。

※ また、社会福祉充実財産の全額を計画期間内に活用することが困難であることにつき、合理的な理由がある場合（例えば、建物の建替を行った直後であって、最長10年間の計画期間では社会福祉充実財産を有効に活用できない場合など）には、例外的に、社会福祉充実財産の全額ではなく、その一定割合の活用を内容とする計画を策定することができるものとする。

- ◆ また、計画の実施期間の範囲で、事業の開始時期や終期、各年度ごとの事業費は、法人が任意に設定することができるものとする。

# 社会福祉充実計画のフォーマット（案）

平成〇年〇月〇日現在

平成〇年度 社会福祉法人〇〇 社会福祉充実計画

## 1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人〇〇会
法人の主たる所在地	〇県〇市〇町〇〇
連絡先	〇-〇-〇
計画作成年月日	平成〇年〇月〇日
公認会計士、税理士等の 意見聴取年月日	
地域住民その他の関係者への 意見聴取年月日	
評議員会の承認年月日	
本計画の対象となる社会福祉 充実残額（単位：円）	〇円
本計画の対象期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

## 2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1年目						
	小計					
2年目						
	小計					
3年目						
	小計					

4年目						
	小計					
5年目						
	小計					
合計						

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

## 3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	
② 地域公益事業	
③ ①及び②以外の公益事業	

## 4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
財源構成	計画期間における事業費						
	社会福祉充実残額						
	補助金						
	借入金						
	事業収益						
	その他						
合計							

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

## 5. 事業の詳細

事業名	
主な対象者	
想定される対象者数	
事業の実施地域	
事業の実施時期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
事業内容	
事業の実施スケジュール	

事業費積算 (概算)		
	合計	〇〇円 (うち社会福祉充実残額充当額〇〇円)
地域協議会等の意見と その反映状況		

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

## 6. 計画期間が5年を超える理由



# 社会福祉充実計画の策定に当たっての関係者への意見聴取内容について（案）

社会福祉充実計画の策定に当たって行われる関係者への意見聴取については、社会福祉法人の経営の自主性が十分に尊重されるようにするとともに、その経営判断を阻害しないよう、以下の内容について行う。

## 1. 公認会計士、税理士等への意見聴取内容

### 【社会福祉充実財産について】

- 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の額と財産目録の照合
- 再生産に必要な財産の再計算
- 必要な運転資金の再計算
- 社会福祉充実財産の再計算

### 【事業費】

- 事業費とその積算の照合

※確認書(案)のイメージについては次頁参照

## 2. 地域協議会への意見聴取内容(例)（地域公益事業を行う場合に限る。）

- 地域の福祉課題
- 地域に求められる福祉サービスの内容
- 自ら取り組もうとしている地域公益事業に対する意見
- 関係機関との連携 等

# 公認会計士、税理士等への意見聴取による確認書（案）

社会福祉充実計画の策定に当たって行われる公認会計士、税理士等への意見聴取については、社会福祉法人の経営の自主性の尊重、法人負担軽減の観点から、公認会計士、税理士等は社会福祉充実財産の算定過程を中心に確認を行い、確認書を作成するものとする。

## 公認会計士、税理士等への意見聴取による確認書(案)イメージ

手 続 実 施 結 果 報 告 書	
	平成 年 月 日
社会福祉法人 ○○	
理事長 ○○○○ 殿	
	確認者の名称 印
私は、社会福祉法人○○（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「平成○年度 社会福祉法人○○ 社会福祉充実計画」の承認申請に関連して、社会福祉法第 55 条の 2 第 5 項により、以下の手続を実施した。	
<b>手続の目的</b>	
私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。	
(1) 「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が社会福祉法人運営ガイドラインに照らして算出されているかどうかについて確かめること。	
(2) 「社会福祉充実計画」における事業費の積算が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。	
<b>実施した手続</b>	
1. 社会福祉充実残額算定シートにおける控除対象財産額の算定欄の各勘定科目の金額と財産目録の金額を突合する。	
2. 社会福祉充実残額算定シートにおける控除対象財産額の算定欄における控除対象財産判定と社会福祉法人運営ガイドラインを照合する。	
3. 社会福祉充実残額算定シートにおける再生産に必要な財産について社会福祉法人運営ガイドライン従って再計算を行う。	
4. 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について社会福祉法人運営ガイドライン従って再計算を行う。	
5. 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額を突合する。	
6. 社会福祉充実計画の 2 事業計画における事業費の積算について再計算を行う。	
7. 社会福祉充実計画の 4 資金計画における事業費の積算について再計算を行う。	

### 手続の実施結果

1. 上記 1 について、控除対象財産額の算定欄の各勘定科目の金額と財産目録の金額は一致した。
2. 上記 2 について、控除対象財産判定と社会福祉法人運営ガイドラインは一致した。
3. 上記 3 について、再生産に必要な財産の再計算の結果と一致した。
4. 上記 4 について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。
5. 上記 5 について、社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。
6. 上記 6 について、2 事業計画における事業費の積算について再計算の結果と一致した。
7. 上記 7 について、4 資金計画における事業費の積算について再計算の結果と一致した。

### 業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

### 配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

以上



## 地域協議会について（案）

- 改正社会福祉法により、社会福祉充実財産を保有する社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、社会福祉事業又は地域公益事業等の実施に再投下することが求められる。
- 地域公益事業を行う計画の策定に当たっては、「地域公益事業の内容及び事業区域における需要」について、「住民その他の関係者」の意見を聴かなければならないこととされている。
- その際、社会福祉法人に対して、できるだけ円滑かつ公正中立な意見聴取が行えるようにするとともに、併せて地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図るため、各地域において「地域協議会」を設置する。

### 1. 地域協議会の実施責任

- ◆ 地域協議会の実施責任は、原則として所轄庁が有するものとし、その運営主体は、所轄庁が地域の事情に応じて決定するものとする。
- ◆ 所轄庁は、地域協議会の立ちあげを支援するとともに、円滑な意見聴取が行われるよう、必要な調整を行うものとする。

※ 法第55条の2第8項において、「所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行う」こととされていることから、所轄庁は、社会福祉法人が地域において、円滑に住民等からの意見聴取を行う環境整備を行う責任を有しているものであり、所轄庁はその一環として地域協議会の体制整備を行うもの。

- ◆ また、所轄庁は、社会福祉法人の社会福祉充実計画の策定スケジュールに合わせ、適切に地域協議会が開催されるよう、所管地域の地域協議会に対し、必要な働きかけを行う。



- ◆ なお、地域協議会は、効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用するものとし、具体的には、社会福祉協議会における地域福祉活動支援計画策定委員会や、地域ケア会議、自立支援協議会などが想定される。（人数等を考慮し、既存の会議体を活用しつつ、当該会議体の下に分科会等を設置するなどの工夫を行うことも考えられる。）

※ 所轄庁自身が地域協議会を開催することも妨げるものではない。

- ◆ 都道府県は、管内の地域協議会の設置状況を集約し、社会福祉法人に対する情報提供を行うとともに、空白が生じている地域がある場合には、自ら設置する地域協議会において意見聴取を行えるようにするなど、必要な措置を講ずるものとする。

## 2. 地域協議会の実施エリアについて

- ◆ 地域協議会の実施エリアは、原則として所轄庁単位とする。
- ◆ なお、一の所轄庁が管轄する区域を一定の地域ごとに分割すること、複数の所轄庁が合同して地域協議会を設置することも可能である。ただし、複数の所轄庁が合同して地域協議会を設置する場合には、法において、事業の実施区域の住民等の意見を聴くこととされている趣旨にかんがみ、広域になりすぎないように配慮することが必要である。

## 3. 地域協議会の構成員について

- ◆ 地域協議会の構成員は、以下の者を想定しつつ、地域の実情に応じて所轄庁が定めるものとする。
  - ① 学識有識者
  - ② 保健医療福祉サービス事業者
  - ③ 民生委員・児童委員
  - ④ サービス利用(予定)者である地域住民
  - ⑤ 福祉行政職員(町村職員を含む。)
  - ⑥ 社会福祉協議会
- ◆ なお、上記の構成員は、地域協議会への出席に支障がない限りにおいて、複数の地域協議会の構成員となることを妨げない。

#### 4. 地域協議会の役割について

◆ 地域協議会は、地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人からの要請に基づき、所轄庁が適宜開催することとし、例えば以下のような点について、討議を行う。

- ① 地域の福祉課題に関すること
- ② 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
- ③ 社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関する意見
- ④ 関係機関との連携に関すること

◆ また、地域協議会は、地域公益事業を行う社会福祉法人による意見聴取の場としての役割のみならず、

- ① 地域公益事業の実施状況の確認、助言
- ② 地域の関係者によるそれぞれの取組・課題の共有
- ③ 地域の関係者の連携の在り方

などについて、定期的に討議することを通じて、地域福祉推進のためのツールとして活用していくことが有用であると考えられる。(地域公益事業の実施状況の確認については年1回程度行うことが考えられる。)

◆ 地域協議会における討議の内容は、社会福祉法人が自ら地域公益事業を行う上で、斟酌すべき参考意見ではあるが、他方、法人の経営の自主性は最大限尊重されるべきであることに留意が必要である。

#### 5. 広域的に事業を行う場合の意見聴取の取扱いについて

◆ 複数の地域協議会の実施エリアをまたがって、地域公益事業を広域的に行う場合については、社会福祉充実計画を円滑に策定する観点から、主たる事業の実施地域を特定し、当該地域を所管する地域協議会に意見を聴くことで足りるものとする。

ただし、この場合であっても、当該地域以外の住民等の意見が可能な限り反映されるよう、社会福祉法人のHP等における意見募集やアンケート調査などの簡易な方法により、意見聴取を行うよう努めるものとする。

## 3(5)その他



# 社会福祉法人に対する指導監督の見直し

## 現状と課題

- ・ 監査事項に関して、具体的な確認内容や指導監査の基準が示されていないことから、所轄庁の指導が地域により異なる規制や必要以上に厳しい規制(ローカルルール)が存在している。
- ・ 地域の多様な福祉ニーズに対応していくためには、法人の自主性・自律性を尊重する必要がある。
- ・ 社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化を図るため、会計監査人監査が導入されるが、所轄庁監査との関係性を整理する必要がある。



## 規制改革(H26.6.24閣議決定)

- ・ 所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。  
(平成28年3月31日時点)措置済み
- ・ 今後は工程表に基づき監査ガイドライン等を策定する予定。

## 附帯決議

- ・ 指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていることから、所轄庁に対し適切な支援を行う。
- ・ 指導監督に係る国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。

## 見直しの方向性

### <考え方>

社会福祉法人に対する指導監督については、ガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、国の基準を明確化(ローカルルールの是正)し、指導監査の効率化・重点化を図る。

### <対応(案)>

#### ①指導監査要綱の見直し、監査ガイドラインの作成・周知

- ・ 法令、通知で明確に定められた事項を原則とし、監査事項の整理・簡素化を図る。併せて、監査の確認事項や指導監査の基準を明確化したガイドラインを作成し、所轄庁へ通知するとともに法人にも周知を図る。

#### ②会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化

- ・ 指導監査要綱の見直しの際、会計監査人監査において確認する会計管理に関する監査事項の重複部分を省略し、監査の重点化を図る。

#### ③監査周期等の見直しによる重点化

- ・ 前回の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化等が図られている等、良好と認められた法人に対する監査の実施周期を延長。一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる法人に対しては、毎年度監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。

#### ④監査を担う人材の育成

- ・ 社会福祉法人に対する指導監査が法定受託事務であることを踏まえ、監査ガイドライン等により、所轄庁職員を育成するためのプログラムを作成し、平成29年度より研修を実施する。

## 指導監督の見直しに向けた団体、自治体との意見交換の実施

- ・ 監査要綱及び監査周期の見直し等に当たり、関係団体及び自治体の意見を踏まえ検討。また、制度施行後も不断の見直しに向けた意見交換を実施。

# 指導監査の見直しに係る意見交換について

## < 意見交換の趣旨 >

- 社会福祉法人監査要綱の見直し、監査周期の要件等の見直しにあたっては、関係団体及び自治体の意見を踏まえ検討を行い実態に即した指導監査内容とする。

## < 意見交換の内容 >

- 関係団体及び自治体から、指導監査の実情、見直しの方向性、監査要綱及び監査ガイドライン案について意見交換を行う。
- また、自治体からは、上記の他、監査人材の育成についても意見交換を行う。

## < 実施時期 >

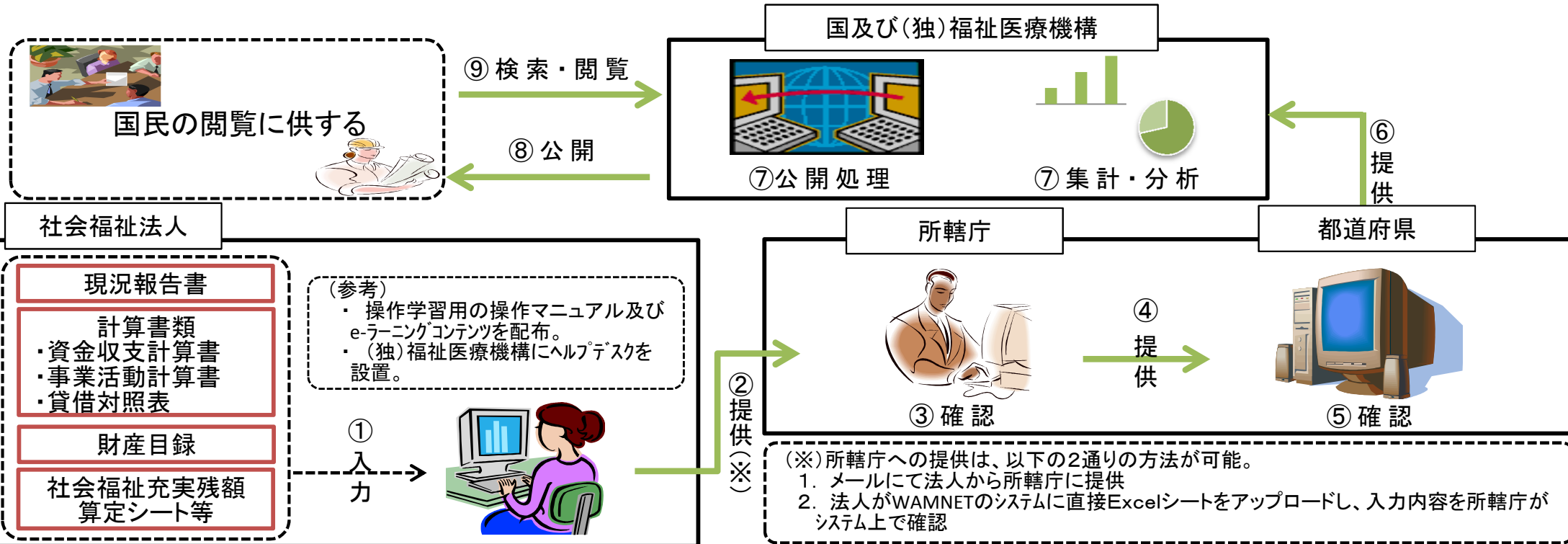
- 平成28年10月～11月にかけて、関係団体からのヒアリング、自治体との意見交換を各2回程度実施

※ 関係団体(5団体程度)、自治体(5自治体程度)

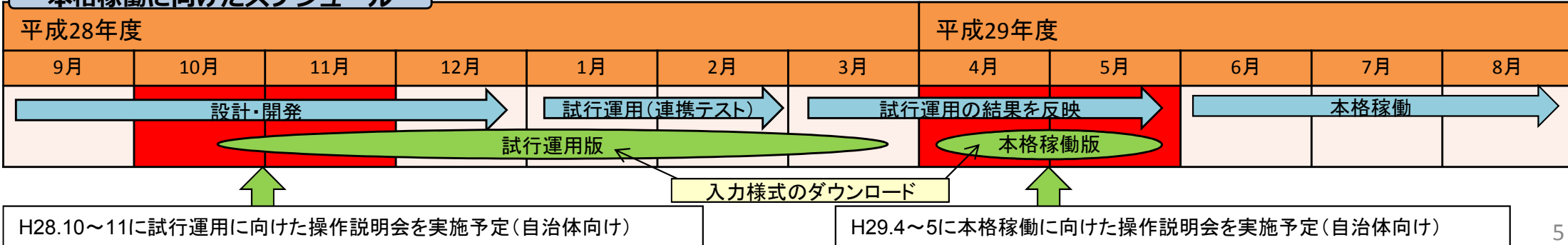
# 社会福祉法人の財務諸表等開示システムの機能等について

## 本システムを導入する趣旨

- 『規制改革実施計画』(平成26年6月24日閣議決定) や『社会保障審議会福祉部会報告書』(平成27年2月12日)において、社会福祉法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められている。国においても、収集した情報を基に、全国的なデータベースを構築することが求められている。
- 上記を踏まえ、改正社会福祉法において、厚生労働大臣が社会福祉法人に関する情報に係るデータベースの整備を図り、国民にインターネット等を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を実施するよう定められたところである。
- 本システムは、このような趣旨を踏まえ構築を行っているところである。



## 本格稼働に向けたスケジュール





ご清聴ありがとうございました